

第125回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和8年3月12日(木曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	江見秀樹	副町長	森下守
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、並びに、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただくようお願いしておきます。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、5番、大内将広議員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5番 大内将広君 登壇〕

5番（大内将広君） おはようございます。5番議席、公明党の大内将広です。通告に基づいて、3点、質問をさせていただきます。

1点目は、道路の危険箇所について。2点目は、佐用町井堰問題について。3点目は、感震ブレーカーの全戸取付け推進についてです。

それでは、1点目を説明させていただきます。

道路の危険箇所について。

佐用町の北部、県道後山上石井線は、一部狭いところがあり、ガードレールもない。冬場は木が茂っていて雪も解けにくく、車が川に落下するおそれがある。危険防止対策を、県に要望し優先的に進めるべきではないか。

県道下庄佐用線の県境付近は、狭く、土砂崩れ防止のために1トンパックの土のうを置いてある。岡山県側は拡幅されているが、兵庫県側は狭いままで危険である。

南光スポーツ公園入り口の県道宍粟下徳久線、53号は、大型車のすれ違い時、接触し、破片が飛び散っていて危険である。横断歩道や南光小学校もあり対応すべきだと思います。

最後に、小日山、大日山の町道は狭く、ガードレールもないところがある。川の端を道路が通っているため誤って川に車が飛び込むおそれがある。

以上、町としても要望を出してあると思いますが、そのへんのことの見通しをお伺いしたいと思います。

あと、再質問と残りの通告は指定の場所でさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日、一般質問2日目ということで、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、大内議員の道路の危険箇所についてとのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ご質問の①番目から③番目までの路線は、兵庫県光都土木事務所が管理する県道でございます。今後の見通しにつきまして、土木事務所の関係課へ各路線の整備に関する見解をお伺いいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、①番目の県道後山上石井線についてでございますが、ご質問にございましたとおり、一部の区間において幅員が狭く危険であることは、県土木としても認識をされておられます。この路線は、河川沿いに上石井集落から奥海集落を通過して、県境までつながる路線となっております。恐らくご指摘の箇所は、山と川の間隔が狭く、拡幅改良が困難な場所ではないかというふうに思います。

そのような現状ではございますが、県土木では、拡幅が可能な区間においては改良工事を実施されておられて、昨年度においても、部分的にはありますが、危険防止のため路肩の拡幅工事を実施いただいております。今後も必要に応じて危険箇所の対策を講じていくというふうに伺っております。

次に、2番目の県道下庄佐用線についてでございます。この路線は、佐用地域の上町集落から江川地域を抜け、岡山県境へつながる路線でございます。ご指摘の県境付近につきましては、以前より、拡幅改良の計画もございますが、様々な課題により完成に至っていないという箇所でございます。

鳥取道の開通に伴いまして、交通量も減少しておりますが、岡山県側の改良工事の完成後、県境付近の一部のみ改良工事を実施されております。

ご指摘の土のうの設置箇所についても、土砂留め等の対策ができないか、状況を経過観察し、検討をされているところでございます。町としても、引き続き、各種機会を捉えて、要望をしてみたいと考えております。

3番目の県道宍粟下徳久線についてでございますが、ご指摘の箇所は、県土木としては、2車線と片側歩道の道路拡幅工事は完了しております。制限速度も40キロの規制の区間であり、特に警察からの指導もなく、現時点では危険な区間としての認識はないとのことでございます。

なお、ご指摘のあった箇所の北側に位置する町道東徳久大橋付近の交差点につきましては、県道の道路線形が悪くて、大型車のすれ違いが困難になっているということですので、佐用町、それから、地元の自治会、関係機関からの要望を受けて、道路改良事業に着手しております。現在、自治会や関係者との協議を行って、事業推進を図っているところでございます。

兵庫県が管理する国道、県道の整備方針につきましては、強靱で持続可能な社会を目指したインフラ整備を推進するため、「ひょうごインフラ整備プログラム」というものを策定して、計画的にインフラ整備に取り組んでおられます。

佐用町内にも多くの未改良区間が存在しております。佐用町、地元自治会、関係機関と協議を行いながら、この計画による、道路整備事業の推進を図られておるところでございます。

ご質問のございました3つの箇所は、現時点では「ひょうごインフラ整備プログラム」に位置づけはございませんが、日常の管理において、斜面からの落石や、倒木のおそれのある支障木については、地元自治会と調整を行いながら適切に対応していただいております。

して、また、冬期の道路の除雪ですとか、それから路面の凍結防止剤の散布など、安全で円滑な交通の確保を実施していただいております。

以上が県からの回答となりますが、佐用町といたしましても、ご要望いただいた案件については、随時、県へ上申するとともに、「ひょうごインフラ整備プログラム」に計画されている路線の早期の完了に向け県土木と共に協力してまいりたいと考えております。

最後に、4番目の小日山、大日山の町道でございますが、先ほどの幅員が狭い県道と同様に、山と川が迫っておりまして、拡幅改良が非常に困難な路線でございます。

建設課としましては、通行の安全を図るため、山からの落石対策を実施しておりまして、今年度、町内産の木材を使った防護柵の交換作業に合わせ、防護柵の裏の土砂の撤去も完了をするところでございます。

また、昨年度も、特に土砂の流出が顕著な区間におきましては、山腹に土砂の流出を抑制するための対策工事を実施しております。

近年の道路整備は、橋梁の長寿命化や舗装修繕など、持続可能な通行を維持する整備が主要課題となっております。

今後の安全・安心の道路整備につきましては、まずは安全の部分であります落石防護等の防災工事、そして、持続的な通行を確保するための舗装修繕等を、継続的に実施してまいりたいと考えております。

その上で、通行の危険性等を判断して、安心の部分でありますガードレール等の整備も順次、充実してまいりたいと考えております。

なお、道路整備には時間を要する場合がございますので、運転者の皆様におかれましても、安全運転を心がけて通行していただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） はい、まず、1番目の北部の県道後山上石井線のことなんですけども、非常に狭いところで、片側が山で片側が川で、なかなか拡幅するには難しい場所があります。しかし、あそこから、奥から出てこられる方が雪が降ったりした時に非常に危険で、その時には、もっと時間をずらして出るようなことの対策をしてるんだということもお聞きしました。

ただ、私自身も雪が降っているところに、あの時に上に上がってみますと、やはり狭くて危険で、それで、これは滑ったら川にはまってえらいことになるということを感じました。

いろんな技術的に広げるような方法があるのではないかなと思うんです。

ちょっと、調べますと、技術的な拡幅しようとして、川下側への張り出しというやり方もあるみたいなんです。

張り出し床いう方法で、既存の護岸の上に橋のように、橋げた、床版を伸ばし、その上に道路を設ける方法で少しでも広げて、そういう場所には、ガードレールをつけてもらいたいと思うんですが、そういう、いろんな方法があるんですが、そのへんのことを、ちょっとお伺いしたいと思いますが、そういうことも県には言われているのでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井誠悟建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

狭いんで、広げて欲しいとか、危険箇所を道路片のほうですね、危ない箇所については、地元からの要望等もありますので、その都度、お願いしていくんですが、こういう工法があるので、こういう工法で対策できませんかというような、ちょっと、提案はさせていただいてないです。

ですが議員がおっしゃられるような工法というのは、私のほうも、ちょっと、よく研究はしてないですけど、張り出しの歩道というのはあるんです。

けど、張り出しの車道となると、多分、かなりその荷重の計算とかで、下で支える構造物がかかなり大きなものが要るようになると思います。そうすると建設費用もかなり膨大な費用になると思いますので、ちょっと、その辺は提案しても、ちょっと難しいところかなと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） これ、一部のやり方なんですけども、ほかにも片岸拡幅というようなやり方とか、いろいろ手法があるみたいなんで、研究していただき、少しでも、困難だから、狭いから、できない、できないじゃなくって、いろんな方法もあって、こういう方法があるから、ちょっと、そのへんをしてもらって、僕も、あの狭いところはガードレールもつかない、つけたら、よごと通るのがかなわないということも考えますし、それから、川も挟めるわけにもいかないいうのもありますけれども、何かよい方法があるのではないかなと思いましたので、山側は、もう全然削れないということも感じましたので、その点を思ったんです。それで、いろんな方法があるんだなということを感じました。

それで、あとは、雪の除けのことなんですけども、あそこの、それで、これは、そこの方に聞いたんですが、雪は除けてあるんやけども、待機場所がなかったというのもありましたので、その点は、また、来年のこととして、また、行っていただきたいなと思っています。

以上が1点目のことなんです。

それで、2点目のことなんですけども、県道下庄佐用線のことなんですけども、県境付近のところは、非常に狭くて、1トンプックの黒いやつが置いてあって、崩れ防止のためにそのままになっている。それで、向こう側は、県境までは、非常に広い道になっていて、岡山県はね、こちらは全然、あのカーブのところは進んでないと。前から自治会のほうも要望もしておられるんですけども、いろんな条件で、だんだん、だんだんこう、外れてきて、最終的に僕は県会議員に聞いたんですが、最終的に、この今さっき、町長が言われた、そういう計画の案からも外れてしまっている。だから、このままでは、最終的に、全然もうしてもらえないんじゃないかという危機感を感じておるんです。だから、その点、ずっと言い続けなあかんのではないかなと思うんですが、その点、どう思われますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） はい、お答えします。

議員おっしゃられる県道下庄佐用線の県境付近の話なんですけど、以前、道路改良の計画があって進みかけて、それが今、完成に至ってないということでもあります。

至っていない経緯としましては、最初この改良計画された時は、阪神淡路大震災の前でございました。その後、震災がありまして、土木のほうのお金も、そちらのほうに使われて、その中で、次、道路改良するところを選定して、優先度の高いところからするような形になりまして、その箇所が、ちょっと先送りになっているという状況でございます。

ですが、5年ほど前に、岡山県側の完成形と合わせたような予備設計というんですけど、詳細設計ではないですけど、道路線形の計画もされております。

県のほうに聞きましたら、ちょっと、予算がつかないんですけど、引き続き、県も要望して、改良に向けて、働きかけていこうとしておられるということをお聞きしております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 県道、国道にしても、やっぱり、町としても関わりがあるので、その点を、ずっと言い続けてもらわな仕方がないのかなと思うんです。

それで、特に、兵庫県において、神戸とか、あちらの都会のほうね、姫路とか、そちらのほうの工事はどんどん進んで、やられて、金もたくさん、それは交通量が多いかなというように考えたいんですけど、そうすると、やはり、佐用町は交通量が少ないから、後ろへ後ろへ行って、最終的に、いつまでたってもできないんじゃないかなという、僕は、危機感を持っておるので、県会議員とか、国とか、国の国会議員もおられますので、そういう方も利用されて、訴え続けてもらいたいんです。じゃないと、やっぱり、こちらのほうが田舎になるほど、そういう県境のほうの後々になって、なかなか予算が取ってこられないような状態なんで、町長が言われたように、安心な安全な国土強靱化のためにもね、それで、やはり道路を少しでも安全に広げてすることによって、また、その奥である観光地があれば、その観光地がより、また、来やすくなって、また、栄えてくるんじゃないかなと思うんです。

このままだったら、もう道が悪いから、行くのが怖いとか、そういう感じに、どんどんなってやね、なかなか奥のほうが、やっぱり廃れていくのは、道路の影響もあるのではないかと考えています。で、その点をよろしくお願いします。

それで、3番目の南光スポーツ公園の入口の件なんですけども、これは、私は、あそこの方にも聞きまして、すれ違いの時に、カーブミラーですかね、その破片が、あそこにたくさん落ちると、たまに落ちているということをお聞きして、危ないから、そこは、どうしても取りつけてもらい…、ちょっと、どういうふうに広げるか、そういうのを考えてもらいたいということをお聞きしました。特に、あそこは直線なんで、それで、見通しがよいので、大きなトラックも結構通るんですね。それで、すれ違いの時に大きなトラック同士が、特に夜なんかは、そのままピヤーンって行って当たるみたいなんで、それで、こちらのほうに牛舎とかがあって、余計、内側に寄ってくるんじゃないかなというところで、あそこは、昼間学校もありますし、横断歩道も危険で、昔は、あそこで事故があったことも記憶にあります。そういうことも含めて、あそこをできる限り危険な場所なんで、早く取り組んでももらえないかということですので、そのへんは、今、自治会の方がとか、いろんなところで、町長の答弁で進めているということをお聞きしたので、それは、よろしくお

願いたいと思います。

最後に4番目の小日山、大日山の町道は狭いということで、あそこはカーブもありまして、そのガードレールもないところがありますので、この山からの崩ればっかりを防止して、こっちの川のほうのところで、ガードレールのないところは、何か少しでも、よい方法で広げるようなことができないのか、ちょっと、聞きたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） はい、お答えします。

小日山、大日山線、言われるように、山と川が競って狭い道路であります。やっぱり、一番は安全に通っていただけるように、ガードレールつけても、山からの土砂でハンドルを取られてガードレールにぶち当たったりするのは、駄目だと思いますので、まずは、山からの土砂止めとか、安全に通行できることを考えていきたいということで、採択をしております。

その中で、川の路肩とか、そういうところでも、ブロック積みとかが、かなり老朽化して傷んでいる箇所、土羽の土のところです。路肩のほうは痩せて崩れかけているようなところもあります。そういうところにつきましては、改良、修繕していくわけですが、その時に、少しでも、ちょっと、広げられるように、道路の高さまで路肩を上げたりして、ちょっと、安全な通行ができるような対策は修繕の時に考えてしていつているという状況でございます。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ちょっと、道路の危険箇所について、ちょっと質問させていただきました。

町としましても、いろんなへき地対策とか、いろんなことで道路のことはやられていると思いますが、僕自身、ちょっと気がついたとこの道路なんで、このへんが順位としては後ろのへんには、今のところはなってるんですけども、そのへんも含めまして、少しでも、あそこのへんのところも、よく道をしてもらえると、より、ここらに住んでおられる方、また、観光にも影響が、景色もええとこなんで、そういうことも含めて、してもらえたらなと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

佐用町井堰問題について。

江川川井堰等が老朽化しており、修理するのに農業者の負担が莫大になる。個人負担を軽減し農業者の負担にならないようにすべきだ。農業を続けて行くためには、井堰問題をどのように捉えているのか。今の取組と今後の取組を教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） それでは、大内議員からの2点目のご質問でございます、佐用町井堰問題について、お答えをさせていただきます。

昨年の6月議会においても同様のご質問をいただいておりますので、その際の答弁と重複する点もございますが、ご了承をお願いしたいと思います。

議員ご発言のとおり、江川川をはじめとする町内の井堰の老朽化というものが進んでおり、修理や更新に多額の費用が必要となることで、農業者の負担が大きくなるということは、町としても十分に認識をしているところでございます。

また、農業者の減少や高齢化が進む中で、農業用水利施設の維持管理が困難になってきているという現状も承知をしております。

議員ご指摘の江川川ですけれども、12か所のゴム引布製起伏堰、通称ゴム堰とか風船ダムと言われる井堰がございまして、昭和51年の江川川の改修工事の際に設置をされたものでございます。

また、平成21年台風第9号災害後の千種川水系の河川改修工事に伴い、合計78か所の井堰が改修されております。これらの井堰は、洪水時に河川断面を確保するために、可倒堰を基本として、河川の幅員や水路縦断、設置後の維持管理方法などを考慮して、地元農業者や水利組合と協議の上で、ゴム堰や鉄製の可倒堰、コンクリート製の固定堰など、適切な種類を選択して設置がなされたものでございます。これらは河川改修に伴う更新でありましたので、河川改修工事の施主である県が施工されましたが、設置後の維持管理や今後の改修等については、受益者の皆さんで行っていただくということが基本となっております。

これらの維持管理に係る現在の取組といたしましては、井堰をはじめとする農業用施設の修繕に対しては、町単独土地改良事業補助金によりまして、事業費の70%を補助させていただいております。この補助率は、近隣市町と比較しても高い水準でございます。修繕方法につきましても地元の方とご相談しながら、耐久性があり、かつ安価な方法をご案内しているところでございます。

例えば、ゴム堰の応急的な修理としましては、パンク修理のような方法を採用することで、1か所当たり数十万円と安価に抑えることができ、修理後も20年くらいは支障なく使用できている実績がございます。

このような長寿命化の工夫により、地元負担の軽減を図っているところでございます。

また、井堰への堆積土砂の除去など、受益者の共同作業だけでは対応できない部分につきましては、工事費に対して町単独の補助事業を活用していただいているほか、平時の維持管理活動については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金により、農業者をはじめとする地域の皆さんの共同活動によって維持管理に取り組んでいただいているところでございます。

今後の取組につきましては、将来的には井堰本体の更新が必ず必要になってまいります。その際には、数千万円から、物によっては、億単位の多額の事業費になることというのが確かでございます。そのため、施設の長寿命化を最優先に取り組むべきと考えております。

この大規模な更新や改修の際には、当然、国や県からの補助金をいただいて事業化するということになってまいります。そこには地元負担が必ず必要になってまいります。そのため、複数の井堰を統合したり、ポンプによる取水方式への変更など、長期的な維持管理コストも考慮した合理的な方法、かつ地元負担が可能な範囲での事業化を、受益者の方と一緒に検討していきたいと考えております。

井堰だけでなく、ため池や用水路など、農業用水利施設は、農業において不可欠な重

要なインフラ施設でございます。過疎化と高齢化によって農業者の減少傾向が続き、個々の農業者の負担が大きくなって、農業を続けていくということが困難になっていることは十分に認識をしておるところでございます。

取水施設の設置や改修、維持管理は、それらの施設を使われる受益者の方が主体で行うということが原則であります。そのため、何か不具合等があれば、担当課にご相談をいただいて、その対応方法について一緒に考えていただくように、自治会長会や農会長会でもご案内をしておるところでございます。

町といたしましては、引き続き、町単独土地改良事業補助金による支援、それから、多面的機能支払交付金などの国の制度の活用促進、そして地元関係者との丁寧な対話を通じて、農業者の皆様が安心して農業を続けていけるよう、できる限り、支援をしまいる所存でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 前の時にも質問させていただきましたけれども、ゴム井堰が多い江川は耐用年数が過ぎていまして、いずれは取替えが必要だが、高額な費用が要るということは、町長も言われていました。

そこで、直すことで、他の場所も補えるような重要な、今、町長が言われた 12 か所が江川のほうでゴムの井堰があるということなんですけど、例えば、1 つ減らして、上側のここを残したら、ほかのところも補えるというような感じで、重要な場所だけ先に直すというような方法はできないのかと思っています。

ただ高額なんで、今はゴムの、タイヤのゴムを直すように、空気漏れはペタッとゴムを張って直すような感じなんですけど、それも、いつまでもできないので、ある程度は、そのへんも、僕も、そのうち直さなあかんで、このへんをどうかならないかなということ聞かれていますので、そのへん、考えて、計画がある程度できないか、これは田んぼされてる方と一緒に相談することになるのですが、そのへん、ちょっと、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、井堰の維持管理は、非常に大変で、永久的なものではないと、先ほど町長の答弁でもございましたとおりでありますが、それに対して、次、やり替える時には、町長申したとおりで、数千万円規模から、おそらく億単位になってしまうということが予想されます。

その中で地元負担というものは、当然、出てきますので、その時には、やはり協議して、地元においても、農業者の皆さんにも、その地元負担を工面していただかないといけないというようなことになります。

今、国においても、いろんな事業を置いておられて、例えば、今あるものでしたら、5 年間分割で地元負担を納めていただくというような事業もございます。

実際、町内でも、ため池の改修で、この事業を採択していただいて取り組んだ経緯もご

ございます。そういったものを活用したり、できるだけ地元負担が少なくなるような事業を選んだりなんですけど、地元負担の少ない事業っていうのが、受益面積といいますけども、その井堰に対して、どのぐらいの農地を賄っているかっていう規模によって、結構、変わってくるんですね。なので、佐用町のような中山間地域の場合は、1つの井堰で賄う農地の面積っていうのが非常に小さいということになってくるので、例えば、その県営事業とか、そういった非常に補助率の高いものが採択されにくいという状況はございます。

そういった中で、やはり、町長の答弁のとおりなんですけども、地元の受益者の方と相談しながら、お支払いいただける範囲の中で一番長く、維持できるような、そういった工法を考えてまいりたいというふうに、現時点では考えておるところでございます。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 佐用町が、水害なんかがあったりして、その時に川幅も広げて、水害の起きないようになったわけですね。

それで、その時に、そこはもう広げたから、ただ、川の水は、大雨が降ったりしたら、やっぱ流れるので、井堰は、やはり傷んでくるわけなんです。

それで、川幅は、そういう激甚災害で、前の時に、県や国や、そのへんから出してもらって、きれいに、これ以上、大きな被害がならないように川幅を広げて、それで、今、佐用町あると思うんです。

ただ、広げているから、結局は、もうあふれることは、ほぼないのではないかという計算でなっとう思うんです。

ただ、井堰は、そういう計算ではなっていない思うんですね。井堰は、川の水が流れるんだから、いずれは傷んでくるのは当たり前なんです。それで年数もたつ。

だから、そのへんを少しでも県や国に言っていただいて、特例という感じで、ちょっとでも出してもらえないようにはならないかなと勝手に思うんですが、その点、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） なかなか、そういう特例はないのでは…、日本中、同じ悩みを抱えておられるというふうには思っております。

昔の河川改修する前の井堰っていうのは、そのコンクリート堰、固定堰と言われますけども、そういったものが多かったと思います。今も、その改修されていない河川の井堰は、そういう固定堰が多いと思うんですけども、やっぱり堰をするという、水をためるために堰をするということは、流れる…、河川断面と言いますけども、流れる面積が小さくなって、流れる水量が少なくなる、要は、そこで水が湛えて洪水の危険があるということで洪水時には、その堰がなくなるように、水をたくさん流せるようにということで、可倒堰を、今、県のほうでも推奨、推奨というか、それを基本とされておることは、ご承知いただいといます。

ご心配いただいております、大水が出て、井堰が傷んで、それまではどうもなかったん

だけでも、大水の時に、災害によって、この施設が傷んだ場合には、災害復旧事業の対象となります。農業用施設災害の対象となりますので、その時には、平時の更新事業よりも、かなり、その補助率は高くなってまいります。地元負担も非常に少なくできる可能性もございます。そういった、その時々で、一番地元の負担が減らせるような、そういった事業も、当然、考えてはいきますので、計画的に更新を考えるのも1つですけども、何かあった時に、その災害復旧事業によって機能を戻すということも1つ視野に入れて考えていきたいというふうに考えております。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 私が言いたかったのは、川幅も広げて、ほんで、水が流れる。大水になるけども、災害にならないのではないかなと、そういうふうに、井堰は傷むけどね。あふれ出ないんだから。災害にとらわれないというような感じをしたら、非常に不利かなと思っておって、ちょっと、そういう意見を言ったので、そのへんは、また、佐用町としても、受益者の方と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

特に、僕は、船越の奥のほうの方で、3人ほどで田んぼやられているということで、井堰が大分傷んでおるんやと。ただ、それを直すには、3人ほどでしかせんかったら、それは、ちょっと、これはもう、今度、本当に水が入らんようになったら辞めるしかないというようなことも言われていましたので、その点も、また、話があれば、いろんなことで相談していただきたいと思います。

そういうことで、今回この質問は、終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、最後の質問をさせていただきます。

感震ブレーカーの全戸取付け推進について、質問させていただきます。

大規模災害の発生時に伴う火災の原因は、電気に起因しており、地震による揺れを感知した際に、自動的に通電を遮断することができる感震ブレーカーを広く普及させることが必要であり、感震ブレーカーの助成をすることで全戸取付けを推進し防災対策できないかお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、大内議員からの3点目のご質問でございます感震ブレーカーの全戸取付け推進について、お答えをさせていただきます。

感震ブレーカーとは、地震時に一定以上の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断することで、通電火災を防ぐ器具でございます。

各家庭に、現在、設置されている通常のブレーカーは、過電流や漏電時に作動するものでございまして、地震の揺れそのものでは作動いたしません。このため、停電後の電気復旧時に、倒れた電気機器や損傷した配線に通電することで出火する、いわゆる通電火災のリスクがございます。

兵庫県では、令和8年度に、感震ブレーカー設置助成事業を予定されておられますけれ

ども、これは密集市街地を有する 14 市 1 町の中で、さらに限定した地域を対象としたものでございます。西播磨県民局管内では、相生市・赤穂市・たつの市の、これも一部ですが、対象となっておりますが、現時点では、いずれの市も独自の補助制度はなく、今後についても未定ということでございます。

佐用町におきましては、この密集市街地に該当する地域がなく、県の補助制度も当たりません。また、簡易型の感震ブレーカーと言いますものは数千円程度で購入可能でありますので、現時点では、佐用町単独での助成制度を設ける予定はございません。

なお、通電火災の防止には、避難時に必ずブレーカーを落とすといった習慣ですとか、電気ストーブなど、危険な機器の使用後にはコンセントを抜くこと、あるいは、通常、日常的に家具の転倒防止対策などを行っていただくことなど、日頃からの備えも重要になってまいります。

町といたしましては、今後もこうした対応等の普及・啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 今、町長が言われたように、密集したところの 14 市 1 町、限定した地域において、県では補助されるということですが、佐用町で考えますと、密集した家も佐用町はありますね。町の中とか。ただ、そういうところは火事による影響は大きいと思います。

ただ、山際の僕らのところなんかとか、豊福の奥、私は豊福なんですけど、山際のとこであれば、同じように火事になると、特に山のほうに移るという危険性を、特に感じるわけなんです。だから、そういうことも含めて、全戸感震ブレーカーの補助をして推進、補助することによって、推進をより進めていくべきではないかなと思っておりますが、確かに、値段的に、いろいろタイプがありまして、分電盤タイプ、内蔵型は、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知して、ブレーカーを落とす電気遮断になります。それは標準的なもので 5 万円から 8 万円程度で電気工事が必要だそうです。

で、分電盤タイプ、後付け型があります。これは分電盤に感電機能を後付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能ということで、2 万円程度で電気工事が必要だと。

3 番目に、コンセントタイプで、コンセプトに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するという、これは 5,000 円から 2 万円程度で電気工事が必要なタイプとコンセプトに差し込むだけのタイプがあると。

最後に、簡易タイプ、町長が、今、言われた、安い、バネ作動や重りの落下によりブレーカーを落として電気を遮断と、これは 3,000 円から 4,000 円程度で、電気工事は不要ということがありますが、ほかの地域、各補助を出している各地域があると思いますが、その点、ちょっと調べておられたら、どういう、震災があったところもありますし、そういう地域は、どのぐらいの普及されているのかを聞きたいんです。

それで、そういう安いタイプばかりじゃなしに、やっぱ高いのもつけておられるんじゃないかなと思うんで、その点をお伺いします。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、まず、今回、兵庫県のほうが、令和8年度で、そういう補助事業を予定されるということで、先ほど、答弁の中で申し上げましたが、この西播磨管内では、相生市、赤穂市、たつの市の密集市街地区域のことなので、そこも全部がなるわけではないんですね、自治体の区域内でね。その中で、どのような設置状況にあるかということまでは、今、ちょっと、担当課長にも聞きましたけど、そのようなデータはないということなんですけど、1つ、ちょっと、ご理解いただきたいのが、この先ほど申し上げました相生市、赤穂市、たつの市さんの一部密集市街地区域においても、なかなか、その3自治体のほうでは、いずれの市も、その同じ市内で取扱いが違うことに対して、なかなか理解が、同意が得られないので、少なくとも令和8年度当初からの補助制度の実施は難しいということで、現在のところは伺っております。

ですの、元々、県の補助対象の制度から外れている佐用町が町単独で、なかなかこの多額の費用を負担してやるということは難しいので、このあたりは、やはり県制度の今後の動向を見守って、仮に、今、おっしゃったように、密集だけじゃなくて、私たちの家のような、ちょっと、点々としているところも対象になるようなことになれば、これは、やはり、町としても随伴という形は、考えていくべきではないかというふうには考えております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） その点も含めまして、また、検討されて、今回の県のそういう動向を見まして、また、検討されていければと思います。

養父市というところが、補助をされているのは、補助対象の2分の1の額で上限が5,000円というような安いところもあれば、ほかのところで分電盤タイプが1万から2万円、簡易タイプは2,000円から5,000円程度が補助金の対象やなんていうようなことも言われてますので、また今後の動向を見てやっていただきたいなと思っています。

それで、もう1つ、ちょっと、私自身、感震ブレーカーのことで、防災いうか、危ないいうことで、ちょっと思ったことがあります。空き家の引き込み線があります。電柱から建物まで引き込み線があるんですけど、そのメーターのそこまでは電気が来ているわけなんです。それで解約しても電気はそこまで来ているので、ちょっと、そのへんを、今後検討していかな、あの奥の空き家なんかでも非常に危険空き家で、そのまま電気が電気メーターのそこまでは生きている可能性が高いんですね。解約しても、そのへんを、ちょっと、お聞きしたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

空き家の件で、そういった引き込み線が切れた場合なんですけれども、それについて、やっぱり切れますと、電気のほうが通っておりますので、火災の原因になるということで

はございますけれども、関電送配電のほうにお聞きしますと、所有者から、届け出があれば、引込線は切ることができますよということで、そういった確認はしております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 空き家で、特に、誰がこの家をいう、所有者不明というような家が佐用町でも結構出てきてるんじゃないかと思うんです。それで、ごつつう傷んでいる家。それで、地震なんか起きたら、特に、その家が一番最初に、ちょっとの地震で潰れたりしたら、そのこのとこまでメーター来てるんで、そういうところも、ちょっと、今後、検討していくとこが必要やないかなと思って、ちょっと、心配になって、ちょっと、言わせていただきました。

そういうことで、私自身の知り合いのとも、結局、その人は施設に入っていて、そのまま、私は電気の解約をしたんやけど、よく考えてみたらメーターまで線が生きているんじゃないかなと。この家が潰れた時に、あれ、待てよということになったんで、ちょっと、質問させていただきました。

そういうように、解約だけでも、線までは言わな、電柱からの引込み線は外してくれないということなんで、その点、空き家で、全然所有者が分からないところは、ちょっと、検討していかないけないのではないかなと思います。

その点は、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

空き家、当然、先ほど議員が言われますように、所有者というか、不在になった場合、当面の間は、当然、電気の線は、関電のほうに止めるような形で連絡はしているかとは思いますが。

なかなか、その時点で、電柱から家までの配線、そこを切ってくださいというか、止めてくださいと、そこまでのようなお話は、なかなか、通常であれば難しいのかなという感じはしております。

先ほど、議員が言われますように、当然、もう明らかに、もう今後、住まない家、非常に危険になっているような空き家、そういったところは、当然ございます。先ほど言われますような形で、当然、そういった地震の場合とか、そういった時には、非常に火災というおそれもありますので、そういったところは、私どもが把握しているところ、そういったところありましたら、また、関電と、そういったところの手続きというのは、ちょっと、十分注意しながら、周知のほうもしていきたいなと思っております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。
以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。
続いて、7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） 7 番議席、日本共産党の児玉雅善です。本日の質問では、1 点、国保等各種の健康保険制度について、お伺いします。

先日、ある町民の方が、佐用共立病院で会計待ちをしている時、外国人の方が会計の職員から「健康保険証を持ってくれば差額を返金します」と言われていたそうです。保険証を持ってくるのを忘れていたのか、保険証を取得していないのかは分かりませんが、外国の方の健康保険証の取得状況など、各種健康保険証についてお尋ねします。

1、まず、町内に居住されている外国の方の人数は何人か。

2 番、国保に加入されている外国人は何人か。

3、組合健保などほかの医療保険に加入されている外国人は何人か。

4、佐用町に居住される時、当然、役場の窓口に来られると思うが、健康保険の制度については、どのように説明しているのか。

5、窓口では言葉の問題等はないのか。日本人でも複雑な制度ですが、外国の方に理解してもらえるような対応はできているのか。

6、医療保険に加入していない外国人に対しての医療費助成制度はあるのか。近隣自治体の状況はどうなのかもお答えください。

7、1 人当たりの国保保険税は、25 年度予算では 8 万 6,812 円で、大変高額となっています。保険税の滞納者数は現在何人か。また、近年の増減の状況はどうなっているのか。

8、保険税の滞納者に対して、差押えもされていますが、24 年度の資料を見ますと、10 世帯 11 件の差押えをされています。そのうち、預貯金が 17 万 1,115 円、不動産で 4 万 6,900 円、その他で 161 万 4,000 円、そして、執行停止が 2 件で 41 万 6,200 円となっています。合計で 224 万 8,215 円の差押えとなっていますが、預貯金は別としても、差押え物件のうちの競売等で現金化されたのは 1 件で 1,800 円です。回収の努力されているのは分かりますが、滞納されたものを差押えなどで回収するよりも、滞納者をより少なくする努力をするべきではないのか。

また、9、滞納者が多いのは、それだけ重税感が大きく、払いたくても払えないという、生活がひっ迫されている方が増えているからではないのか。

10、年末に提出させていただいた予算編成に対する申入書で、医療費の一部負担金の減免制度を充実させること。子どもの均等割は直ちに廃止すること。後期高齢者医療制度では低所得者に対する独自の保険料減免制度をつくること。低所得者への食事等の補足給付費に対し、町独自の負担軽減策を講じること。小規模多機能型居宅介護の運営費の支援を強化することなどを要望しています。地方創生臨時交付金なども活用して、町民の負担軽減を図るべきと考えます。町長の見解をお聞かせください。

再質問については、所定の席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、児玉議員からの国保等各種の健康保険制度についてとのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知いただいていますように、日本では、国民皆保険制度が導入されております。全ての方が公的医療保険に加入して、基本的には全員が保険料を支払うことでお互いの負担を軽減するという仕組みになっております。

この制度によりまして、日本では「いつでも」「誰でも」必要な医療サービスを受けることができ、安心して生活することが可能となっております。国民皆保険制度は、医療の平等性を確保し、全ての人々が必要な医療を受けられるようにするための重要な仕組みとなっております。

それを踏まえまして、まず、1点目から3点目までのご質問につきまして、関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、町内居住の外国人は、令和8年1月末で、335名。そのうち、国民健康保険加入者は105名となっております。国民健康保険以外の保険加入者数につきましては、町には情報がございませんが、おそらく主に被用者保険に加入されているものと考えられます。

次に4点目の外国人の方への健康保険の説明につきましてですが、最初に述べましたように、日本には公的な健康保険制度があり、これにより安心して医療行為が受けられること。また、日本で生活するためには、これに加入し、保険料や保険税を負担しなければならないこと、保険税の滞納がある場合は、在留期間の更新手続き等に悪影響が生じることなどを説明させていただいております。

5点目の窓口で言葉の問題はないのか。理解してもらえるよう対応しているのかという点につきましては、近年、様々な国からの転入が増えておりまして、手続きに来られたご本人への説明に苦慮する場合は、当然ありますが、翻訳アプリ等のIT機器を活用して対応しているところでございます。ただし、多くの場合は、日本語での意思疎通に不安がある方には、日本人または日本語での意思疎通ができる方が付き添いで来られますので、こうした付き添いの方のご協力もいただいて、説明をしているところでございます。

例えば、日本語学校の学生の手続きの際には、日本語学校のスタッフの方が引率して来庁をされますし、技能実習生の方の場合は、事業所の方が来庁されますので、その方々にもご協力をいただいております。

また、その際、厚生労働省のホームページには、15言語に対応したパンフレットもございますので、そちらの案内も併せて行っているところでございます。

次に、6点目の医療保険に加入していない場合の医療費助成制度はあるのかという点についてですが、例えば、旅行者など、日本に居住しない外国人については、旅行者保険等、個人において民間のサービスを利用されているのではないかとというふうに認識しております。

一方で、日本に居住している方につきましては、最初に述べましたように国民皆保険制度により、保険に加入する義務がありますので、外国人であるか否かに関わらず、無保険を前提とした医療費助成制度はございません。

7点目の保険税の滞納者数と近年の増減状況でございますが、令和8年2月12日時点の滞納状況で申し上げますと、滞納者は199名、総額は2,787万714円となっております。ただし、今後、決算までの納付が見込まれますので、あくまで参考程度とお考えいただきたいと思っております。近年の状況では、令和5年度は118名、約2,630万、令和6年度は121名、約2,360万円となっており、滞納者数としては、近年は、横ばい傾向にあるということでございます。

次に8点目の差押さえよりも滞納者を減らす努力をすべきでないかということについて、

お答えをさせていただきますが、当然ながら、滞納者に対して、即時に差押さえを執行しているというようなことはございません。そこに至るまでには、督促をはじめ、個別の対話や折衝等を行い、これによって滞納の解消につながるケースがほとんどでございます。

また、納付方法についても、現在は、口座振替に加え、コンビニ納付、キャッシュレス決済等、選択肢も広がっておりまして、少しでも納付しやすい環境を整えるということで、滞納を減少させる取組を実施しているところでございます。

外国人滞納者に対する取組といたしましては、令和7年4月から大阪出入国在留管理局との間で覚書を交わし、「悪質な外国人滞納者」を通報することで、在留資格の更新手続や、再入国の際に納付を促す取組ということも実施しておりますが、現在のところ、通報対象として該当した実績はございません。

差押さえを執行するに至りますのは、こうした段階を経てもなお滞納の解消につながらない、あるいは、つながる見込みが立たないといった、特に深刻なケースに限られます。今後も差押さえによらずとも、滞納を解消できるよう、努めてまいりたいと思います。

続いて、9点目でございます。滞納者が多いのは重税感が大きく、生活がひっ迫されている方が増えているのではないかという問いについてでございますが、国民健康保険は、高齢者や年金生活者等が多く加入する制度でございまして、年齢構成や医療費水準が高い反面、所得水準が低くなる場合が多く、財政運営が厳しい状態にあります。佐用町における令和7年度の国民健康保険の1人当たりの保険給付支出額は令和8年1月末時点の支出実績から、1人当たり約40万円程度となる見込みでございまして、議員がおっしゃった予算上の被保険者1人当たりの保険税額8万6,812円を大きく上回るものとなっております。

また、低所得者に対しては、当然、軽減制度も設けられておりまして、保険制度の維持のため、また、安心して医療行為を受けられる環境を維持するために、相応のご負担をお願いせざるを得ない状況でございます。

最後に、10点目の地方創生臨時交付金なども活用して町民の負担軽減を図るべきということについて、お答えをさせていただきます。

まず、医療費の一部負担金の減免制度の充実でございますが、収入減少による減免等につきましては、佐用町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱に、既に、定められておりまして、窓口での相談時に税の減免とあわせて、該当がある場合は説明をさせていただきます。今後は、兵庫県国民健康保険運営方針におきまして、各市町が担う事務の標準化が進む中、これ以上の独自の単独での実施というのは難しいと考えております。

次に、子どもの均等割の廃止につきましては、昨年12月定例会の一般質問答弁で申し上げておりますけれども、現在、就学前の子供に対して、均等割を半額減免とする軽減措置が行われております。この軽減措置について、昨年11月に行われました厚生労働省の社会保障審議会におきまして、この対象を「高校生年代まで」延長するという方針を決められて、早ければ2027年4月の導入を目指すという状況になっておりますので、引き続き、町といたしましても国の動向に注意をまいりたいと考えております。

続いて、後期高齢者医療制度での独自の保険料減免制度につきまして、お答えをさせていただきます。

この後期高齢者医療制度は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営しております。保険料は県下統一の基準となっております。広域連合の基準に基づいて、低所得者向けの均等割軽減措置が定められております。独自の減免制度を設立する場合、国の制度ではないため国県からの支出はございません。全額町の税金からの持出しとなり、実施するに当たっては、将来にわたっての財源の確保が必要であり、困難であるというふうに考えております。

続いて、低所得者への食事等の補足給付費に対して、佐用町独自の負担軽減策をとることにつきましてでございますが、この補足給付は、世帯の所得や預貯金額に応じて、施設を利用した時の「食費」と「部屋代」が軽減される国の制度でございます。「食費」については、標準的な金額は、1日当たり1,445円ですが、住民税非課税世帯でご本人さんの年金収入額が80万円から120万円の方は1日当たり650円に軽減されます。補足給付として支払われる費用のうち、佐用町の負担は約8分の1で、残りは国・県・保険料で賄われております。

もし、佐用町が、在宅生活をされている高齢者が多い中、施設入所をされている方の食費について独自給付を増やそうとすると、この国・県・保険料からの支援は受けられなくなり、独自給付を除く食費を佐用町の1号被保険者の保険料だけで賄わなくてはならなくなることから、この1号被保険者全員の介護保険料が高くなってしまい、その方々の負担が増大することということにつながってまいります。

続きまして、小規模多機能型居宅介護の運営費について支援の強化をとということについて、お答えをさせていただきます。

通常、小規模多機能型居宅介護の運営費は、介護保険の介護報酬によって賄われる仕組みになっております。ただし、開設時ですとか、設備投資、人材確保、物価高騰対策に関しては、別途補助制度が活用できる場合もございます。

運営費の元になる介護報酬は、国によって決められておまして、原則として3年に1度社会情勢や物価の変動、介護職員の賃金などを考慮して見直しが行なわれておまして、独自に毎月の運営費そのものを補填することは、制度の仕組み上は認められておりません。

なお、最後になりましたが、今回の国からの臨時交付金につきましては、広く住民の皆様に行き渡るよう、町民の暮らし支援事業として全町民に対して1人当たり1万円の地域振興券を配布するほか、水道料金減免事業として、4月から基本料金を6か月間減免するという事業などに活用をさせていただきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

外国人の国保の問題ですけれども、国保の加入率と、全体の加入率ね、日本人を含めた全体の加入率は幾らぐらいなのか、お聞かせください。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、お答えいたします。

国保の加入率なんですけれども、令和7年12月31日時点になりますが、佐用町全体の人口に対しましては、約20%となっております。

外国人の加入率につきましては、外国人だけでということでしょうか。全体から見て、全体から見てよろしいですか。

はい、ちょっと、数字は出しておりません、ちょっと、お待ちください。

外国先ほど、町長の答弁にもありましたように、国保加入の外国人が 105 名でありまして、人口、先ほどの 12 月末の人口で割りますと 0.73%、佐用町全体の人口からするととなります。

外国人単体で見ますと 335 人の居住者でありますので、そのうち、国保の加入割合は 31%となっております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、今、町内にいらっしゃる外国の方、日本語学校も含めまして、若い方が多いように感じるんですけども、若いと、やっぱり、医療機関にかかる割合も比較的低いんじゃないかと思うんですけども、そこで、外国人への給付率は幾らか、それから、日本人の場合だったら、給付率が幾らなのか、その差がどのぐらいあるのか、ちょっと、お聞かせ願えますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、お答えいたします。

まず、外国人に限った給付率というのは、すみませんが、把握しておりません。

それと、日本人に含めまして、全体の給付率ですね。お待ちください。

すみません率というのは、ちょっと、把握しておりませんが、先ほど、答弁の中にもありました 1 人当たりの給付金額、こちらのほうで言いますと、先ほど、町長、今年は、約 40 万円と申しましたが、去年、令和 6 年度になりますと、1 人当たりの給付額が 42 万 8,447 円となっております。

はい、以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 国保の外国人加入者の方の納付率、滞納があるのかどうか、そういったことをお聞かせ願えますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） はい、お答えいたします。

令和 8 年 1 月末の時点で、外国人の国保税の滞納は、14 人、37 万 6,700 円となっております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） その滞納される方、これは長い期間、滞納されているのでしょうか。
一時的な滞納とか、そういったのは、分かりますでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） 内訳でございますが、令和7年度分が36万5,000円で、令和7年度以前につきましては、1万1,700円となっております。令和7年度の部分が大半を占めております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） その滞納されてる方への対応、督促等の状況、それから、その滞納された方、その後の滞納された方からの回収の状況はどうなんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） 滞納をされている方への対応というのは、通常20日以内に督促状を出させていただいて、それから年2回、最低2回は催告書を送るようにさせていただいております。

その催告書を持って、来庁をしていただいた方の場合は、多くの方の場合は、一度に支払うのが難しいので、分納計画を立てさせていただいて、分割して納付をいただいております。

そこで納付になっていくのが大半ではございますが、その納付計画が履行されなかった場合、財産を調査して、差押さえをさせていただいているところでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 国保、日本人にとっても、割合分かりにくい制度なんですけども、外国人の方にとっても分かりやすいリーフレットというんですか、は用意されているのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるように、大変難しい制度でございますので、外国人の方に対しての分としましては、先ほど、町長の答弁にもありましたように、厚生労働省のホームページのほうに15言語に対応しましたパンフレットがございます。そちらの案内を行うとともに、その国保税に限らず日本に在留する外国人の方へということで、日常の様々なことに対応したパンフレット、こちらのほうも厚生労働省のホームページに記載されておりますので、そちらのほうの案内をしているところでございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） この件で、ちょっと調べてみましたら、姫路市では、ホームページで、国民健康保険（日本に住むことになる外国人の皆さんへ）というのがありました。

これ、分かりやすくまとめてありまして、そこで、こういったリーフレットを窓口にも置いてるのかいうことを姫路市のほうに、担当課に聞いてみました。そうすると、担当窓口には置いてないそうで、ホームページを見ると、外国語、翻訳のアプリに案内するような制度がありまして、これは佐用町でも、先ほどやってはるようなんですけども、どんな外国人に対しても、各言語で翻訳できるようになってるようです。

やはり佐用町でも、そういった面、ホームページもいいんですけども、できたら日本人向きでも、分かりやすいリーフレットを窓口のほうに置いて、この制度の理解を、町民にも、それから外国の方にも、広く広めていただくように、努力をお願いしたいと思います。

本当に難しい制度なので大変だと思うんですけども、外国の方、特に外国の方ですと、お国のほうに保険制度がない国の方もいらっしゃるかと思います。そういった方に理解してもらうのは、なかなか難しいかと思うんですけども、本当に、暮らしていると、どこで、いつ、どんな病気になるか分かりません。けがの場合もあります。そういった時に困らないように、より親切で丁寧な対応していただくようお願いしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時とします。

午前11時24分 休憩

午後01時03分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2 項目について質問を行います。

1 項目目について、2 月 8 日、投開票が行われた総選挙、解散から投票日まで選挙、戦後最短の 16 日間しかなく、有権者に考える時間すら与えない方法で真冬の選挙でした。

投票日は佐用でも大雪になりました。過酷な環境の中で投開票まで無事にやりとげられた関係者の皆さんには、感謝申し上げます。

さて、町の投票所は、2016 年参議院選挙から 37 か所から 19 か所減少し、18 か所になりました。現在、選挙権を持つ住民が投票できない事態として、住民票を移動せずに遠方に進学している学生の方。障がいを持つ方や高齢者など、外出が困難な有権者があります。投票しやすい環境を整え、民主主義の基本である投票権・選挙権を守るために、見解を伺いたいと思います。

まず、1 点目に、外出が困難な方への対応は、現在、外出支援サービスさよさよサービスの利用などで対応されていますが、利用の実態はどうなっていますか。また、周知は十分できているのか伺います。

2 つ目に、病院や福祉施設など、特定の施設でできる不在者投票制度があります。町内 14 か所で投票が行われると聞いています。今回の衆議院選挙で、特定の施設での不在者投票者数は何人でしたか。一方、同様の施設で実施されていない施設があります。できない理由は何か伺います。また、その指定基準はどうなっているのかも伺います。

3 点目に、郵便による投票は、時間がかかるため、利用には事前の準備が必要です。住民票がある学生の方や障がいのある方、高齢者など、選挙をするための支障について、それぞれ実態はどうか伺います。関係者への周知と現行制度の問題をどう把握されているのかについて、ご回答をよろしく願いいたします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、選挙の投票機会の保障、投票環境の改善についてということで、平岡きぬゑ議員からご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

2 月 8 日に執行されました衆議院議員総選挙は、解散から投開票日まで 16 日間という戦後最短とも言われる非常に短期間で準備となりました。加えて、議員おっしゃるとおり、当日、朝から翌日朝まで、断続的に雪が降り続く厳しい環境下での執行となりましたが、投票者の皆さんはもちろんのこと、投票管理者や立会人をはじめとする多くの関係者の皆様のご協力によりまして、ミスなく適正に執行することができました。改めまして、この場をお借りして、お礼申し上げたいと思います。

ご質問の内容は、選挙の執行に関することですので、本来は佐用町選挙管理委員会からの答弁とすべきところかとは思いますが、ご質問の主旨が町に対する見解を求められているものと思われますので、私から答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の外出が困難な方への対応といたしまして、さよさよサービスの利用実態とその周知は十分にできているのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

投票者のための外出支援サービスとして、期日前投票の期間中、投票目的でさよさよサ

ービスをご利用いただいた場合には、料金を無料といたしております。

利用実績といたしましては、直近の衆議院議員総選挙では 29 名、その他、今年度実施の選挙では、町長選挙が 32 名、参議院議員選挙が 25 名となっております。

周知につきましては、町ホームページや広報紙への掲載を基本として、今年度の参議院議員選挙においては、広報紙へのチラシの折込も行っております。

利用実績に対する評価というものは、基準とするものがないので、非常に難しいところではございますけれども、さよさよサービスの利用者数が令和 6 年度実績で年間約 1 万件でありますことから、1 日の平均利用者数を約 30 人程度と推定いたしますと、通常の利用と、この選挙の利用の単純比較では、決して多くの対象者の方にご利用いただいているとは言えないかなというふうに感じております。これについては、当日が、近隣の、その投票所に行ける方もいらっしゃるということもあるのではないかなというふうに感じております。

しかしながら、近年の選挙時の利用者数は、おおむね 20 名から 30 名前後で推移をしております。一定のニーズに対する受け皿にはなっておるのであるというふうに受け止めております。引き続き、様々な機会を通じて、ご利用の周知をしまいたいと考えております。

特に、選挙時にご利用される方は、基本的には日常的にさよさよサービスを利用されている方が中心であるのではないかと思います。ドライバーですとか利用者同士の会話など、口コミでの周知が効果的であると考えておりますので、例えば、通常の車内にチラシを掲示するなど、周知方法を工夫して、社会福祉協議会との連携も深めながら、引き続き運用していければと考えております。

次に、2 点目の不在者投票について、衆議院議員選挙での投票者数、また、町内の施設で不在者投票が実施されていない施設があるが、指定基準等の実態はどうかのご質問にお答えいたします。

まず、不在者投票制度には、指定病院等における不在者投票、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票、郵便投票等による不在者投票など、事由が多岐にわたることはご承知いただいているかと思えます。

お尋ねの先般の衆議院議員総選挙における指定施設での不在者投票者数は 103 名で、その内訳は町内施設が 80 名、町外施設が 23 名となっております。

また、町内で同様の施設で実施されていないのご指摘についてでございますが、公職選挙法の規定によりまして、不在者投票が可能な施設は兵庫県選挙管理委員会が指定することとされております。

指定の基準について、このたび、改めて県に確認しましたところ、病院であれば病床数が 30 床以上、身体障害者施設であれば、入所者のうち障がいの程度が 1、2 級の方が 15 名以上などの基準が定められております。

議員がおっしゃる「同様の施設」につきまして、当該施設が指定を希望される場合には、この基準に適合するか、まずはご確認いただいた上で、適合するようであれば、施設から町選挙管理委員会に申請をしていただき、県選挙管理委員会へ内申をするという流れになっております。町といたしましても、ご希望があれば手続きについて、ご支援させていただきたいと考えております。

最後に、3 点目の郵便による投票の利用実態はどうかと、また、関係者への周知と現行制度の問題をどう把握しているかのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、不在者投票にはいくつかの類型がございます。

まず、住民票の異動を行わずに遠方に滞在されている方などが行う、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票は、今回 11 名でございました。

次に、総務省が定める基準以上の障がい等をお持ちの方による郵便等の投票は、今回3名の方が利用されておられます。

そして、先ほどお答えをしました指定病院等での不在者投票が103名でございましたので、合計で117名の方が不在者投票をされております。

関係者への周知につきましては、遠方の方向けの不在者投票の案内といたしまして、投票用紙等の請求書兼宣誓書を町のホームページで公開し、来庁いただかなくても手続きを開始できるようにご案内をいたしております。

郵便等投票証明書をお持ちの方へは、選挙の前に申請の案内をお送りしております。

また、町内の指定施設や、町単独の選挙であれば直近に請求のあった町外指定施設に対して、選挙の前に不在者投票に関するしおりを送らせていただいているところでございます。

先般の衆議院議員総選挙は準備期間が非常に短期間であったため実施ができませんでしたけれども、前回の佐用町長選挙や参議院議員通常選挙では、選挙前に町の広報紙にて不在者投票についても記事を掲載させていただいております。

現行制度の課題といたしましては、いずれの類型におきましても、当日の投票や期日前投票と比較すると手間がかかるほか、郵便でのやり取りを行う関係で一定の期間を、どうしても要してしまうということが課題としては挙げられます。これを理由に、もしかすると投票を見送られる場合もあるかと思えます。

不在者投票は、当日の投票及び期日前投票を基本としつつ、できるだけ多くの方が投票の機会を失うことがないように補完する制度であると考えております。公平・公正な選挙の執行のためには一定程度の制約があることをご理解いただきつつ、引き続き、町といたしましても制度の周知には、しっかり努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 選挙会場への期日前投票の送迎の関係について、再度お伺いしたいと思います。

さよさよサービス、現在、その選挙に向けて利用される方、何人かおられるということで、先ほど人数が説明がありましたけれども、通常、日常的に利用されている方が利用されているというふうな答弁だったと思うんですけども、投票所が減らされた、今から10年前になりますけれども、現在の18か所の投票所になる前、その倍の37か所で投票所がありました。その投票所を減らしていくという上で、住民の方にパブリックコメント、改めて私も10年たってから、改めて見させていただいたんですけど、その中で特にご意見があったのが、その会場まで遠くなるということで、送迎について質問がたくさん、たくさんというか、通常のパブコメと違って、この関係については、あったと思います。

最初は、送迎バスを運行するというので選挙管理委員会の方の考え方が示されておりましたけれども、それが現行のさよさよサービスというふうに変更していっています。その点は何か、通常バスから、今のさよさよサービスに変更されていった経過というのは、改めて、分かる範囲でいいんですけど、お示しできますか。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、お答えいたします。

約10年前だったかな、平成28年から、そういった統合をしたのかなというふうに記憶しているんですけども、まず、おっしゃるとおり、最初は、送迎バスで、町内20ルートぐらい考えて、町のワゴン車なり、マイクロバスなりを運行したという記憶がございます。

それで、最初の運行の状況といいましたら、確か、私の記憶では50人強ぐらいの需要がありました。

それで、最初の時は、そういうことでしたので、一定の評価ができるかなというふうに考えておりましたが、その後、選挙を重ねるたびに、だんだんと利用者が減ってきたという実態があります。

それで、それは何かということ調査というか、そういう形で、ちょっと、聞いたりもしたんですけども、やはり送迎バスっていうことになると、時間が指定されるんですね。それで、やっぱり、この場所は1時出発とかいうことになって、やはり、そのバスの出発に有権者の方が時間を合わせていかないといけないというような課題がございました。

それと一方で、これ職員が送迎には運転手として対応させてたんですけども、行くルートによっては、1日中誰も乗らないというようなこともありました。それなりに周知は選管としてもしてたというふうに考えております。各地区に時刻表とルート、それを各戸配布してというようなこともさせていただいたんですが、だんだんと、そういうような選挙を重ねるごとに減少の一途をたどってきたというようなことがありまして、それで一方で、さよさよサービス、その当時は、やはり投票日当日に投票していただくということをメインに考えておりましたので、投票日当日に、そういった運行するということでしたけれども、実態として、やはり、だんだん、きじつぜん投票、きじつまえ投票とも言いますけれども、期日前投票の需要が高まってきて安定してきている。要するに、当日の投票者の方が多くなったんですけども、やはり、期日前投票の投票者数もどんどん増えてきているという状況もありましたから、平日でしたら、さよさよサービスという町にもすばらしい制度がありますから、そこと、社協と、ちょっとタイアップして協力をいただいて、何とか運行できないかなということで、今現在に至っているという状況でございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） もう1つパブコメで指摘されているのが、もう1つが投票率の低下の懸念も指摘されているところでしたが、その点については、施設、投票できる場所を減らした結果、その後行われておりますけれども、投票率については、経過というか、場所が減ることによって、影響は何か具体的にありますでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、投票率というのを、やはり、その当時は、一番心配していたわ

けでございます。

それで、そういう質問があるかなと思ひまして、ちょっと、昨日、一生懸命調べてみたんですけれども、28年に、そういうことをやりました。

それで、当時の、それ以前、平成22年の町議選77.97%、一方で、国政選挙については、24年の衆議院で69%、それから、直近、平成26年の衆議院でしたら65.66%というような結果、それは、統合する前の話で、そういう結果でした。

それ以降、投票率を見ますと、例えば、先ほど高かった70%の町の執行する選挙ですね。それにつきましては、町長選挙、平成30年…町議選ですね、平成30年68.8%。それから、参議院でしたら…、衆議院ですね、令和3年衆議院が64%、令和6年知事選挙66%、今年度に入りまして、参議院議員、夏にありましたのが66.91%、町長選挙が66.89%、衆議院、この間のが63.26%ということで、町の選挙につきましては、これで見ると、町の選挙におきましては、若干というかね減少しているなという印象です。

一方で国政選挙ですとか、知事選挙につきましては、前後はしますけれども、横ばい、ほぼ変わってないかな。ですので、統合する前の低い時と、今の時とを比べると、今のほうが高かったりというようなこともありますので、国政等につきましては、横ばいかなという判断をしております。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 2つ目にお尋ねした特定の施設での不在者投票制度について、町内14か所での投票が行われる実態があるということで、公職選挙法に伴う基準に基づいて県の選管が指定していくという、そういう仕組みになっているということですが、あの、指定する基準ですが、介護施設では、基準として、何人以上というふうに、先ほどの病院と、それから障がい者の関係では、ちょっと、答弁がありましたけれども、介護施設、福祉施設の基準というのは、国基準は50人というふうに、ちょっと見たんですけど、正確なところ、どんな実態に、公職選挙法上どうなっているのか、改めて、正確なところを伺います。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、国の基準というのが、50床という基準がございます。

ただし、この病床数の数につきましては、それぞれの県で減らせるというか、独自で変えられるような仕組みになっているようです。それで、県の、兵庫県の場合は、先ほど、町長も申し上げましたとおり、病院病院の場合は30床。それで、ここには介護施設については触れられてないんですが、病院等という表現がされておりますので、私は同じ30床かなというふうに理解はしております。はい、以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ありがとうございます。

私も町の選管に、この関係で、基準についてお尋ねしたところ、県の責任があるので、ということで、そちらのほうに問い合わせてくださいという回答でしたので、直接、電話で問い合わせしたところ、30人以上入居というのが要件だというふうにおっしゃってましたので、その点を確認したかったんですけど、先ほど、最初に質問しました同様の施設で実施されていないところについては、この病床数、病床数というか30床以上ある施設ですから、それは施設から希望があれば、町のほうが窓口になって、指定できる施設だというふう理解させていただいてよろしいでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、議員おっしゃるとおり、これは、やはり、その施設が、主体的に動いていただくということになると思いますので、そういった相談、問い合わせがありましたら、私も町の選管の職員のほうが、県とも連絡を取りながら対応させていただくということになると思います。

それで、そこで、やはり受付する前には、大体行ける施設なのかどうなのかと、指定されるかどうかという要件に該当するかどうかというのは、調査して受けさせていただくことになるかなというふうには考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私の知ってる限りの、その施設の状況でいくと、約20年ほど前にできているので、基準そのものが、ずっと変更っていうとあれですけど、国基準に対して、県の方針が、その当時は、もっと高い人数だったからできなかったんでしょうかね。

ちょっと、そのへん、何か申し込まれたけど駄目だったというようなニュアンスのことを聞いているので、ずっと基準は緩和されてきたということなんでしょうか。再度すみません。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、申し訳ございません。そこまでの経緯は、ちょっと、私も、ちょっと把握しておりませんので、何とも言えない状況です。

ただ、やはり、その病床数だけではないんですよ。やはり、その施設自体で、やはり不在者投票が適正にできる環境が整っているか、やはり、みんながおるところで投票箱を置くとか。ちゃんと置く場所があったり、あと通常の投票と一緒に、投票管理者、それは施設長がなったり、あと立会人が2人いないといけないとか、そういった一定の制約というか、決まりもありますから、そういうことに対応できる施設でない駄目だということだと思いますので、そこらへんは、どういった原因で、県から、それが却下というか、受け取ってもらえなかったのかというのは、想定されるのは、そういうことがあるかなとは思

んですけども、私は、ちょっと、そのへんは、ちょっと存じ上げないです。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 3 点目になりますけれども、郵便による投票の仕組みとして、その在宅の方、介護を受けている方ですけれども、その人たちの投票について、あるいは遠方の学校に行っている学生の方、そういう方が郵便による投票が必要になる対象者ではないかというふうに思っているんですけども、その1つ目に、在宅の場合、いわゆる、その選挙ができる条件っていうんですか、私も相談を受けて、かつてですけど、なかなか難しかったんですけど、本人が書かなければいけないとか、書類、書けるような状態でないのに、在宅で投票ができる条件としては、なかなか自分で筆記できないような人が対象なのにも関わらず、本人が署名しなければいけないとか、非常にやりにくい国の仕組みというか制度上、そうなんでしょうけれども、でも3人の方が投票されているということで、事前に投票できる手帳というか、権利を取得しておかなければ、まず1段階でできないというような、様々な制約があるかと思うんですけども、そのへんは、もっと法律で縛られる状況もありますけれども、実態として、佐用町としては、郵便による投票が3人の方があるということですから、全くできてないわけではないんですけども、今、言ったような、具体的に、これからそういう状況になった場合、投票できる方が、関係者の人が、そういう手続きが、ちゃんとできるような、そういう援助も役場としては、援助というか、支援をしていただきたいなと思うんですけども、そのへんは、どんな状況になっていますか。相談とかも最近はありますか。伺います。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） 長いご質問でしたので、何から答えていいか、よく分からないんですけども、まず、郵便等による投票というのが、身体に障がいを持たれた方の在宅での投票の制度でございます。

これにつきましては、一定の条件がありまして、まず身体障害者の手帳をお持ちの方でございましたら、両下肢ですね。両足の障がいとか、体幹、それから移動機能の障がいということで、こういった内容の手帳の級が1級、2級の方という基準がございます。

それからもう一方で、介護のほうになるんですけども、介護は要介護度5という基準になっております。

それで、そういった方は、これは確かに問い合わせっていうのはよくあります。それで、そのたびに、今、私が申し上げたようなことを、内容を説明させていただくんですけども、それに該当しない方は、やはり対象にはならないということになります。

それで、そういった周知につきましても、先ほど、町長も申し上げましたとおり、町の広報であるとか、ホームページのほうにはアップさせていただいているような状況ではございます。

それで、認定というかね、それで認定されましたら、登録証というんですかね、証明書をも町の選管のほうから交付を本人さんに宛ててさせていただきます。

それが交付されましたら、ちょっと、年数忘れましたけども、確か7年ぐらい有効期間

があったと思うんです。7年かどうか、間違っていたら申し訳ございません。7年ぐらいだったと思うんですが、その間は、その登録証を持っておられますので、選挙があるということになりましたら、事前に町のほうから手続きしてくださいねという返送用の封筒を入れて、その方に送らせていただいております。

それで、投票される方は、それが届きましたら、その登録証とか、あと用紙の請求書というのをこちらに送っていただいて、それが届きましたら町のほうから投票用紙を送付して、自宅で投票いただいて返していただくというような流れになります。

それから、代筆ということを言われてたと思うんですけれども、これは、ちょっと、私も、そういう制度があるんです。在宅、一定の、やはり障がいを持たれてる方で筆記ができないような、書くことができないような状態の人につきましては、在宅の投票でも代理人に書いていただくという制度があることは承知しております。

ただ、代理人も誰でもいいのではなくて、指定された方が、それを代筆されるというような制度がございます。

あと何でしたっけ、改正につきましては、我々は、やはり公職選挙法に従ってやるしかございませんので、もうちょっと、ここは緩めてやっただけならいいかなというのは、それは、私個人的には思うこともありますけれども、やはり、ここは法をちゃんと守らないと、また、いろんなミスにつながったりとかいうことになりますので、そこは今の段階では、決められたとおりにやるしかないというふうに考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ちゃんと、法を守ってもらった上で、その住民の方で、問い合わせがあった方については、その入口の段階で諦めてしまうことがないように、町のホームページでお知らせしたら終わりではなく、問い合わせがあったら、丁寧な何で引かかっているのかということも含めて、それぞれの部署で介護であれば高年介護課とか、いろいろ部署があると思いますので、いろんなところから働きかけをしてして、1人も、そういう意思がある方については、投票できる、そういうようなものをしていただきたいなと思います。

遠方に元気で、若い人ですけれども、学生の方とかが投票する場合、国政でしたら、結構、期間もありますけれども、身近な選挙は非常に期間が短いです。そういう場合、町のお知らせがあつて、もうすぐというような、非常にもう時間的に厳しい状況がありますので、そういった点、たくさんおられるかどうか分かりませんが、そういう対象者の方に対して、どんな、特別でもないでしょうけど、町のほうは、広報だけで終わっているんでしょうか。伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、先ほどの障がいを持たれた方の郵便等による投票につきましては、そういった登録証を交付しておりますので、どなたが対象かということは把握しておりますから、事前に、その方に、そういった申請書等を送ることができるんですけれども、そういった遠隔地、町外に一時的に滞在されてる方というのは、やはり、どなたがそ

ここにいらっしゃるのかっていうのが、全然、こちらでは把握できません。住民票が、佐用町になっている以上は、誰がいるかどうかというのは分かりませんので、やっぱりできる方法といたしましては、広報、ホームページ、そういったところになって、大半のケースは、やはり学生さんで、ご両親が息子にさせたいということ言うて来られて、それで手続きをするということでございます。

それで、議員おっしゃるとおり、町の選挙につきましては、非常に期間も短く、タイトなので、なるべく早めの周知ということと、あと投票用紙の送付、この制度も何回も郵便でやり取りをするということもありますから、早めの手続き、投票用紙の送付というのは、やっぱり、選挙が確定しないと、名簿が確定しないと、要するに、誰が有権者かっていうことが確定しないと、そこには送れないんで、本当に、もうギリギリなんですけれども、それで何とか、そういう、それも法律ですから、それを遵守して進めてまいりたいというふうには思っています。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 1 項目めについては、以上で終わります。

2 つ目の質問に入ります。

オストメイト用自宅トイレ補助金の制定についてを伺いたいと思います。

膀胱や直腸機能に障害があり、ストマを装具されている方から、自宅トイレで洗浄できる施設整備をしたいという切実な声が聞かれました。ストマ装具をつけている方を対象にした自宅トイレの改修に費用の一部を助成する自治体もあると聞いております。

町は現在、障がい者等住宅改修給付事業や兵庫県の助成事業「人生いきいき住宅助成事業」などを実施しておりますが、関係者の方の、この要望に対して応える制度として実施できるように取り組んでいただきたいと思います。

この方は、直接、役場に聞き合わせをされて、他地域の状況なども研究して、ぜひ佐用町でも取り組んでほしいという、そういう声でしたので、取り上げさせていただきました。

当局の見解を伺います。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、平岡議員からの 2 番目のご質問でございます、オストメイト用自宅トイレ補助金のことについて、お答えをさせていただきます。

まず、「オストメイト」とは、様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストマ」という人工肛門・人工膀胱を装着された方のことを意味しております。

このような方のご不便を解消するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法におきまして、公共施設や大型商業施設、駅などの多目的トイレ等に、オストメイト対応トイレの設置が促進されておまして、佐用町役場の多目的トイレ内にも設置されております。

一般のトイレでも、ストマの洗浄ということは可能ではありますが、排泄物の処理の際に前かがみや中腰になるために、身体への負担が大きくなります。このオストメイト対応トイレには、汚物流し台や温水シャワー、鏡などの設備が整っておりまして、立って楽な

姿勢で処理することができるということで、大変便利な設備という形になってございます。

佐用町では、これまでも、庁舎のほか、公共施設において、オストメイト用トイレの設置を進めて参りました。加えて、障がいのある方々が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な制度を整備し、支援を行っております。

議員ご質問の、オストメイト用トイレの改修費助成につきましては、介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方、また、障害者手帳をお持ちの場合、「人生いきいき住宅助成事業」が対象となります。

この事業は、兵庫県の助成を受けて実施している制度でございます。1世帯当たり1回限りで、限度額はございますが、所得に応じて対象工事費の3分の1以上の助成がございます。

助成を受けられたい場合は、工事の計画段階で、高年介護課へ事前のご相談の上、申請をお願いしたいと思います。また、ケアマネジャーと契約されておられる場合には、ケアマネジャーを通じて、ご相談いただきますと、なおスムーズに進めることができるのではないかと考えております。

なお、この住宅改修の助成以外にも、ストマを装着された方に対しましては、「日常生活用具給付等事業」によりまして、ストマ用装具等の給付・助成を実施しておりますので、この場をお借り増して、併せて、ご紹介させていただきます。

給付内容といたしましては、消化器系ストマ用装具につきましては、月額上限 8,858 円、尿路系のストマ用装具につきましては、月額上限 1 万 1,639 円を助成しております。自己負担額は、所得に応じてゼロ円から、月額上限額の1割程度となっております。

以上のとおり、本町におきまして、住宅改修につきましては、「人生いきいき住宅助成事業」、また、ストマ用装具につきましては、「日常生活用具給付等事業」にて、オストメイトの方々の生活を総合的に支援する体制を整えております。

今後とも、これらの制度について、対象となる方々への周知を徹底し、必要な方が適切に支援を受けていただけるよう、広報紙やホームページ、相談窓口等を通じて情報提供に努め、住み慣れた住宅で安心して生活を送ることができるよう充実させてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私自身も、そういう対象の方について、十分に理解できてなかったところがあったんですけど、こういうストマというのか、オストメイト用の、そういうトイレが必要とされる人というのは、いわゆる手帳の所有者というか、佐用町では、どれぐらいの方が対象者としてあるのか、まず、その実態について、お聞きしたのは1人だったんですけど、どのようになっているのかお聞かせください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

そのオストメイトの方の手帳の数はどれぐらいいるかということでございますけれども、

身体障害者手帳の所持者が全部で現時点で 669 名いらっしゃるんですけども、この方々全て、いろんな障がいがございます。ストマを装着しなければいけないような障がいだけの方も、もちろんいらっしゃいますし、そのほかの複合的にほかの障がいを持っておられる方も、当然いらっしゃいます。ということで、オストメイトだけの数っていうのは、なかなか把握しにくうございます。

そういった意味で、先ほど、町長から申しました、日常生活用具給付事業というのがあるんですけども、これを、今現在、申請されていらっしゃる方が、全部で 26 名いらっしゃいます。ということで、おそらく 26 名程度ということではなかろうかというふうに思います。

このオストメイトを使っていらっしゃるということは、そういう障がいがあるということとは、もちろん障害者手帳を取れるということでございますので、中には、もしかすると、そういうオストメイトをつけなければいけないけれども、障害者手帳を取っていない方もいらっしゃるかもしれませんが、おおむね、先ほど申しました 26 名という数であろうかと思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、相談された方は障害者手帳を持っておられる方です。

窓口で、先ほど質問の最初に言いましたように、自宅で、そうした洗浄ができるような設備を希望したけれども、佐用町としては、今、そういう事業をやることができないんだという、そういう返事が返ってきたということで、相談がこちらに来たんですけども、いろいろ考えられる、想像ではあれですけども、適用されない条件って言ったら変ですけど、障害者手帳を所持しているということは、1 つ大丈夫だということだと思いますけれども、あと所得とか、いろいろ駄目だという理由ですね、役場で相談されておりますので、具体的に相談を受けた方から聞くのが一番でしょうけれども、駄目な場合っていうのは、どういう時が駄目なんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） はい、お答えします。

障害者手帳を持っていらっしゃるということであれば、人生いきいきの事業で、おそらく、この住宅改修ができるものと思われま。

この平岡議員の質問があつてから、過去に、そういう問い合わせがなかったかということ職員に尋ねてみました。そうしたところ、記憶があんまり定かではないんですけども、令和、今 7 年度ですので、令和 6 年度にということで、1 年以上前に、もしかしたらあつたかもしれないということで、ちょっと、記憶が定かではないんですけども、問い合わせがあつたということが分かりました。

その当時の様子を聞いてみますと、障害者手帳を持っていらっしゃるの、そういうオストメイトの対応のトイレ、自宅に取り付けられないかというようなことだったというふうに思うということで、その時に、その職員だけでなく、ほかの職員も一緒になって寄って、いろいろと、それができないかということ、時間をかけて探してみたいです。

その時に、そこには障がい者のほうの障害者等住宅改修給付事業というのがありますので、手帳持ってらっしゃって、段差解消とか手すりとかっていうことになるんですけども、その事業で対象、オストメイトがつけられないかということ、時間をかけて、丁寧にさせていただいたんですが、結論から言いますと、この事業ではオストメイトは対象にならないということだったんです。

そこで、障害福祉の係、健康福祉課のほうに問い合わせがあって、その事業について、いろんな方面から調べさせていただいたんですけども、駄目だということが分かりましたので、お伝えしたのではないかなというふうに、その時は、お答えしたんじゃないかなということでした。

この件については、先ほど、町長申しましたとおり、人生いきいきのほうで、その住宅改修のほうでできるということであれば、高年介護課ということになってまいります。そこで、健康福祉課のほうでできないのであれば、ほかにできるようなところがないかなというところで、本来であれば、調べなければいけなかったというふうに、今になって思えば、そういうふう感じておりますけれども、当時は、それができなかったということで、大変申し訳なく思っております。

このことをきっかけに、連携を深めていかなければいけないなというふうに感じておるところでございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 相談があった方は、以前、役場に相談したけれどもということで、私が聞いたのは、ごく最近ですので、まだ、希望されておりますので、改めて、役場のほうに出向いて行って、あの話をしてくれれば、あの可能性があるということで、ご返事返してよろしいんですね。ちょっと、確認です。

[高年介護課長 挙手]

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 平岡議員の先ほどのご質問ですが、オストメイトトイレ、この人生いきいきの事業でできるんですけども、この事業は、町長の答弁でもありましたように、一度限りの申請で、一応、基本は、家の方で、誰か一度でも、その事業を受けておられたら、該当しない場合がある。

ただ、内容によっては該当になる場合もありますので、そのところは、こちらも、よくお話を聞かせていただいて、丁寧に対応はしていきたいと思っております。

それと、あと、家の構造上、どうしてもオストメイトトイレをつけることができない場合、ということも考えられます。

それと、人生いきいきの、この事業は、段差解消と手すりの設置、どちらかが必須となっております。オストメイトトイレだけっていうのはない。

そのあたりが、ちょっと、条件がありますので、また、そのところは、窓口にお越しになられた時に、丁寧に対応はさせていただきたいと思っております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろな制度を、役場のほうでは、いろいろ連携を取りながら、住民の人の要望に応じていただきたいことを、最後に重ねて言いまして、私の質問を終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
続いて、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席の立憲民主党の廣利です。質問は1つです。

これからの地域づくりに大切なものは。

人口減少が続く中で、役場の機能が従来から変わらず変化に即応しているとは言えないのではないかと。時代から求められる形に変容させないといけないのではと思うが、町長が職員向けに挨拶の中で、地域の中へ、地域とともに「参加」と言われているが、求める先には変化に即応し、変容を、ということをお考えなのではないでしょうか。

縮充のまちづくりの考え方には、参加という考え方は、どう位置づけられるのか。町長と役場職員との理解に齟齬はないのでしょうか。

参加が、どう以前と比べ変化し、進んでいったか、職員、町民双方に確認も大事だと思うが、機会あるごとに、その点を確認していただきたいと思うが、いかがお考えでしょうか。

参加ということが、人材育成の観点から、ハードではなくソフトに強いことを志向することを期待したいということも込められてではないかと思うが、いかがでしょうか。

また、地域に密着、寄り添う姿勢をもっと出してほしいということが、言外に込められているのではないかと。町長のお考えをお聞かせください。

地域づくりは人づくり、その考え方から、地域のリーダーづくり、育成に積極的に関わり、若者支援策のさらなる充実が必要と考えるが、新年度の予算案には、そんなプランが提案されていますか。

地域の文化財、伝統、歴史は次代に継承されなければならないと思うが、役場の果たす役割と地域の考え方のギャップ、あるいは、単に人材がないということで放置されたり、途切れたりしている現状に対する認識をお聞かせください。

地域づくりの観点から、住民が普段から集まりやすく、コミュニケーションを頻繁に、簡単に、利便性がよい、料金がいらぬ、そんな場所が必要だと思うが、お考えをお聞かせください。

各支所などで、住民団体、文化系サークルなどが利用されていますが、利用料金が半額免除になったりしていますが、全て免除で活発に使用されることが施設の本来の役割に合致するように思うが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、廣利議員からの、これからの地域づくりに大切なものは

についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目であります、参加についてのご質問にお答えをさせていただきます。

私、11月の初登庁時に、職員に対して「人口減少対策」と「働きやすい職場づくり」を重点課題として、お話をさせていただきました。そして、職員向けの挨拶の中で「もっと地域へ、地域活動に参加を」と申し上げさせていただきました。これまでも、もちろん、そうでしたけれども、行政職員も地域の一員として、住民の皆様とともに地域課題に向き合って、ともに解決策を考え、ともに行動していく必要性が、さらに増しているというふうに考えるからでございます。

また、縮充のまちづくりにおける参加の位置づけは、まさに中核をなすものでございます。人口が減少しても、多様な世代、多様な立場の方々が地域づくりに関心を持ち、参加をしていくということで、地域の営みや住民の生活を持続させ、さらに、充実したものにしていけることができるというふうに考えております。

そして、私と役場職員との理解に齟齬がないか、私が参加に込めた思いとのご質問でございますけれども、私は、就任以来、参加ということについて、たびたび、口にしております。

実際、地域が実施されておられます行事、イベントなどで、たくさんの職員を見かけるようになったり、商工会の青年部さんが主催する行事を、多くの若手職員が参加して手伝うなど、地域活動に参加している姿を目にしております。

また、業務においても、地域づくりを担当する部署を中心に、話し合いをされている場に出向くスタイルで、地域に寄り添った伴走支援を行ってるほか、出前講座の実施などで各部署の職員も地域とかかわる機会も得ております。

よって、この考えに齟齬があるというふうには考えておりませんが、今後も様々な機会を通じて、職員と想いを共有し、実践につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、参加の変化と進捗の確認についてでございますが、地域づくり活動に関わっていただいている方、イベント等に参加いただいている方に、どれだけ多様性が生まれてきているか、また、どれだけ主体性をもって関わる方が増えたかなどについては、これからのまちづくりにおいて、とても重要なポイントであろうと思っておりますので、これは、今後も注視してまいりたいと思っております。加えて、どれだけ地域と行政とのコミュニケーションが図れているかなどにつきましては、常に地域の皆様の声に耳を傾けて、私自身が「町民に開かれた町長」として、直接地域に足を運び、町民の皆様のお声をお聞きする中で、参加の実態を肌で感じ取り、必要な改善策も講じてまいりたいと考えております。

次に、人材育成の観点からハードではなくソフトに強いことを志向することを期待したい、また、地域に密着、寄り添う姿勢をもっと出してほしいとの思いがあるのではとの点につきましては、私も、まさにそのとおりであるというふうに考えております。

私は、初登庁時に、働きやすい職場づくりということを掲げましたが、これは単に労働環境を整えるということだけではなくて、職員一人一人が成長して、能力を発揮できる組織をつくるという意味で申し上げたものであります。この人口減少社会におきまして、大規模なハード整備には限界がございます。一方で、職員の対話する力、企画力、地域をコーディネート能力といったソフト面の充実というのは、持続可能なまちづくりの最大の資源となります。

佐用町では、まちづくりの視点からも様々な職員研修を実施しております、例えば、入庁2年目から3年目の職員を対象として、地域を知るための若手職員研修ですとか、会議や話し合いの場をよりよいものとするためのスキルアップ研修、また、地域づくり担当職員のための地域支援研修などを行っております。

このような学びにより得たスキルを持って、職員が地域に出向き、住民の皆さんと一緒に

に考え、行動する経験を積むことで、ソフト面に強い人材を育成し、組織全体の力を高めながら、住民の皆様へ寄り添い、ともに歩む行政を目指してまいりたいと考えております。

次に2点目の地域づくりは人づくり、その考え方から、地域のリーダーづくり、育成に積極的に関わり、若者支援策のさらなる充実が必要と考えるが新年度予算案には、そんなプランが提案されていますかとのご質問でございますが、地域を維持していくためには、次世代のリーダーを育成していくということは欠かせません。そのためには、若い世代がまちや地域のことに関心を持ち、主体的にかかわることができる環境づくりということが重要であるというふうに考えております。

次世代に地域をつなぐためにも、これまでのやり方、考え方を、常に見つめ直して、時代に応じた柔軟な変化を受け入れ、工夫と選択を重ねることで負担を減らし、持続可能なまちづくりを目指しております。

そして、属性によらない参加の機会があり、誰もがチャレンジでき、そのチャレンジをみんなで応援し、また、その失敗を許せる寛容さも大切にできる、そんなまちづくりを進めていく必要があるというふうに感じております。

令和6年度から実施をしております若者グループ活動応援事業につきましては、今年度、2年目を迎えておりますが、プログラミング教室や高校生カフェ、子どもの人権を考えるワークショップ、県境の美化活動、クラフトビール開発と、特色ある取組を行っていただいております。

今月、3月の28日には、今年度採択の5つのグループの活動報告会を開催いたしますので、皆様も、ぜひお越しいただければと思います。

また、佐用高校との連携事業につきましても、令和5年度からの補助事業が、一旦、最終年の3年目ということを迎えていることから、新たに、令和8年度から3年間の予定で地域と高校で育む人づくりプロジェクト事業と銘を打ちまして、佐用高校の魅力化向上と様々な取組を通じた人づくりを行うための補助事業として充実し、支援をしてみたいと考えております。

それ以外にも、小・中学校や佐用高校への出前講座を通して、町のことを知り、考える場を設け、主体性を育むこと、また、佐用高校 JRC 部さんが行っていただいております姫新線利用促進のための取組を支援することや、コミュニティスクール活動を通じて、地域と子供たちが関わる機会を増やすことなど、様々な取組を実践しております。

これら、特に出前講座等については、特段、予算化をしているということではございませんが、引き続き、実践を深化させることで、地域を支える人材を育成し、若者が活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域の文化財、伝統、歴史は次代に継承されなければならないと思うが、役場の果たす役割と地域の考え方のギャップ、あるいは、単に人材がないということで放置されたり、途切れたりしている現状に対する認識はというご質問に、お答えをさせていただきます。

地域づくりにおける文化財や伝統、歴史の継承ということにつきましては、将来世代に地域の価値を引き継いでいくという上で、重要な要素であると思います。

一方で、地域ごとの状況や担い手の変化によって、従来の形での継承ということが難しくなっている事例があるということも承知をしております。

こうした状況を踏まえまして、文化財行政におきましては、従来の保存中心の考え方に加えて、地域の多様な主体が関わりながら文化財を将来に伝えていくという方向性が重視されてきております。

佐用町におきましても、文化財保護条例やまちづくり基本条例等に基づき、地域の歴史文化を地域づくりの中で生かす視点を大切にしながら、関係団体や地域の皆様との連携を

図っているところでございます。担い手の確保や継承の方法については、地域ごとの事情が大きく異なりますので、一律の対応ということではなく、関係者との対話や情報共有を重ねながら、持続可能な形を模索していくことが重要であると考えておりました、今後も関係法令や県文化財保存活用大綱等の趣旨を踏まえつつ、地域の歴史や文化が次世代へと着実に引き継がれていくよう努めてまいりたいと考えております。

最後に4点目の地域づくりの拠点となる集まりやすい場所の必要性と、公共施設利用料の全額免除についてお答えをいたします。

現在、佐用町では379団体が減免の登録を行っていただいております、そのうち、全額免除が64、半額免除が315団体となっております。

全額免除の対象としては、構成員の半数以上が中学生以下の団体、社会福祉協議会登録のボランティア団体、地域づくり協議会使用する場合などで、半額免除の対象としては、自治会、高年クラブ、スポーツ協会、文化協会などに加入するグループ、非営利目的で、会員の半数以上が町内在住・在勤・在学の団体などで、できる限り減免の措置を行わせていただいているところでございます。

施設の利用料につきましては、予算特別委員会でも申し上げましたとおり、施設の維持管理・運営等に一定の費用がかかること、また、一定のご負担をいただくことで、施設への愛着や大切にしている意識をもつことにつながるなどから、施設をご利用いただく方には、その利用の対価として一定のご負担をいただいておりますが、これは、公平性の観点からも重要であると考えておりますので、ご理解いただくよう、お願いを申し上げます。

また、各地域づくり協議会におかれましても、開館日を設けていただいて、誰でも気軽に立ち寄っていただける工夫をされている地域づくり協議会もございますので、ぜひ、こちらも気軽にお立ち寄りをいただきたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） まず、前提として、確認もしたいなというふうに思うんですけれども、佐用町の最上位の計画、総合計画というのがありますけれども、今、第2次総合計画で、この縮充のまちづくりという考え方、あるいは精神は、この8年度が、総合計画第2次の最終年度ということで、この第3次の総合計画の精神、考え方の中心には、この縮充のまちづくりという考え方が中心となるのか。そのあたりは、町長のお考えを、まず、お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） お答えをいたします。

まず、今度、第3次の総合計画は、これから、これからといいますか、一部、着手を始めておりますけれども、令和8年度に、特に前半に、皆様方のご意見を聞く機会を設けて、策定をしていきたいというふうに考えておりますが、令和5年度ぐらいから、この縮充のまちづくりということを打ち出して、町の考え方のベースに据えているということは、もう皆様、ご承知のとおりでございます。

ただ、平成 26 年度、平成 27 年度ぐらいから、国の地方創生の取組が始まりました。その中で人口ビジョン・総合戦略というものを、佐用町も策定したわけですが、この中の基本方針ということ、3つ挙げさせていただいております。

これが、1つは、人口減少の緩和を最大限やってみようということ。

そして、2つ目が、人口減少に適用していきましょうということです。

そして、3つ目が、そういう人口のことだけではなくて、地域の魅力元気づくりにも取り組んでいきましょうという、この3つの基本方針を掲げてまいったわけです。

先般の答弁の中でも、少し申し上げたかもしれませんが、この人口ビジョン・総合戦略も、今回、総合計画に合わせて、一緒に策定するというをお伝えさせていただいたと思いますが、この基本方針は、まさに縮充のベースになる考え方であるというふうに思っています。

ですので、この縮充という考え方が、この何か、総合計画ですから、やはり、総合計画部分には、個別の各分野における、これまでのような計画づくりになる部分というのは、当然ございます。

けれども、この基本構想の部分において、先ほど申し上げた3つの基本方針をベースとした縮充という考え方が基本にあるというふうな立てつけになるのではないかとというふうに、私のほうは考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） まず、その点を確認した上でですけれども、縮充戦略会議というのが、これは役場内で実施をされてきました。

令和 5 年 12 月 1 日に、縮充のまちづくりの実現に向けてと、それから、令和 6 年 2 月 5 日、ワークショップ、これは役場の中で、職員の皆さんを対象にということだと思いますけれども、ワークショップ、行政の縮、充、それから、縮充のまちづくりに思うことということで、これは町長が副町長として講話を、そこでお話をされた。

それから、昨年になってからですけど、令和 7 年 1 月 27 日、職員向けに、町長講話と、これは、前町長が縮充のまちづくり講話というのを、令和 7 年 1 月 27 日です。

それと、令和 7 年 1 月 31 日、土曜日に、職員向けにお話されたということ、聞いてるんですけど、まず、この位置づけ、職員向けにということについては、先ほどの参加ということと、大いに関係があるというふうに思うんですけど、位置づけと、成果という形で、どんなふうに捉えておられるのか、お聞かせください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

やはり、縮充の、この取組をするに当たって、地域づくりとか、地域住民の方だけではなしに、やはり、内部の、特に、この役場の課長自体も、この縮充について、正しく理解をし、そういうことを進めて、やっぱり、そういった両輪じゃないんですけど、そういった同時に進めていかなければならないという基で、この縮充戦略会議というものを、副町長を座長として、各課長、支所長の構成員で実施をしております。

そういう中で、先ほどあったとおり、縮充のまちづくりの実現に向けての行政側の戦略ということで、各課の、いろんな業務についても、見直しをした方がいいものがないかどうかというようなこととか、また、ほかの課と連携をした方がいいのではないかとというようなことを、洗い出しをするために、行政の中の縮充を進めるために、そういうことをしました。

それで、先ほどありました副町長、今の町長が副町長の時に、縮充のまちづくりについて、今、各課で縮充の冊子にも書いておりますけれども、消防団の、そういった、いろんな取組のことを実績、書いておりますけれども、そういったこととか、具体的に、こういったことを、今までできていますよと、これも縮充に当たりますよということをお話をいただいたわけです。

それを聞いて、ワークショップのほうも、各課長、支所長のほうで、先ほど、申し上げました、自分とこの課で改善することはないかということ、ワークショップで洗い出しをさせていただいたということです。

それから、先ほどあった、前の町長の講話ですけれども、前の町長のほうも縮充という考え方を持たれておりましたけれども、それは、特別なことじゃないよと、今までも、あの町の合併もそうであるし、今までやっていることが縮充という名前は出してはないけれども、縮充の考え方なんだと、これは、特別なことじゃないんだよということ、前からおっしゃっておられて、そういった、町長の、やはり考えを、これ、先ほど、1月30日、土曜日ですけれども、これ令和7年なので平日なんです。土曜日ではなくて、平日の…

〔廣利君「31日」と呼ぶ〕

企画防災課長（大下順世君） の日にですね、

10番（廣利一志君） 2回実施です。

企画防災課長（大下順世君） 1月27日と1月31日ですけれども、これ確か平日だったと思うんですけれども、はい、すみません、そういう中で、要は、全職員を対象に、1回では、ちょっと、やはり、皆さん、都合が、業務の中でしたものでございますので、予定があらわれるということで、全職員対象に2回に分けて、同じお話を、町長の思いというものも、みんな共有する必要があるのではないかとということで実施をさせていただいて、町長も、よしやろうということで、開催をしたということでございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） まず、総合計画が、これから、また、計画策定と、その中で、この縮充のまちづくりの考え方というのが、当然、その住民の皆さんにも話をして来てるわけですから、役場も変わっていかないといけない。でも、前町長は、今言われているように、特別なことではないと。今までやってきたことだと言われるんですけれども、まず、その、この縮充のまちづくりと、役場の職員の皆さんが、どんなふうを受け取られ、あるいは、この縮充戦略会議というものが、話を聞かれた内容、講話の内容が、単なるスローガンとか、会議室の中だけの話になってはいけないなというふうに思うんですけれども、役場の変容ということが、私は問われてるというふうに思います。

この変容のために、その一歩踏み込んだ考え方っていうのが必要なのではないかな。

要するに、具体的に言いますと、具体的な評価、効果測定や目標設定、このあたりについて、一歩を踏み込むという形のことは、お考えではないでしょうか。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、少し、この縮充のまちづくりということが、非常に、ちょっと、難しく考え過ぎているところがあるなというふうに、私自身は感じています。

先ほど、課長、申し上げたとおり、また、廣利議員もおっしゃっていただきましたけれども、前町長は、これは言葉としては新しいけれども、これまでやってきたことですよということでもあります。この思いは、私も、特に何も変わりません。

唯一、ちょっと、私が1つ付け加えたいと言いますか、思いますのは、これまでは、人口が減ったり、いろんなものの規模が縮小していくことを残念がったり、それから、悲しがり、あるいは、悲観的に、過度に悲観的に捉えたり、あるいは、諦めてしまったり、こういう感覚が、ちょっと強かったのではないかというふうに思います。

もちろん、何度も申し上げておりますとおり、人口減少に対しては、最大限緩和の取組はやっていきますけれども、これを過度に悲観するのではなくて、いかんともしがたい、この状況に対して、では、みんなで工夫して、どうやったら少なくともやっつけられるかということ、ともに参加して考えましょうという。それだけのことだというふうに、私は考えております。

先ほど、議員からもおっしゃったとおり、役場の果たす役割というのは、非常に重要だというふうに思っています。

なかなか、これ具体的な指標というのは、私、今すぐには思いつきませんが、例えば、今度の総合計画の中で、そういったような指標が設けられるのであれば、それは設けていったらいいと思いますが、なかなか、今すぐに、じゃあ、こんな指標がいいんじゃないかみたいなことは、ちょっと、思いつきませんが、ただ、取組として、役場のほうも、これまでのことが当たり前ということを思うのではなくて、住民の皆さんが、少しでも、例えば、窓口に来た時に負担軽減ができないか。本当に、この様式が必要なのか、あるいは、いろんな制度があるけれども、もっと使いやすいように改善できないかとか、こういったことを常に考えて検討していくということが、もう、これまで以上に必要になっているので、この縮充ということについて、私も講話という形、お話をさせていただきましたし、前町長も、そのような形でお話をさせていただいたということでもあります。以上です。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 職員の皆さんへの評価の方法として、加点主義と減点主義というのがありますけれども、やはり、地域の中に入ってっていうのは、なかなか、全て計画のとおりいかなかったり、いろんな失敗もあったりするというふうに思いますので、この、やっぱり評価の方法、これは大胆にですけども、減点主義、要するに、失敗したら評価をなくすると、評価を低くすると、うまくいけば加点主義、結局、評価をよくすると、そんな

ところも、実は、すぐには、なかなか一気に変わらないかも知れませんが、そういうことを志向するという事は、何か必要なように思うんですがいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、私、先ほど、廣利議員のご質問にお答えしましたのは、組織として、いわゆる KPI 評価指標というものができないかというような意味合いかと思ったので、そのようにお答えさせていただいたんですけれども、今のお話、今の再度のご質問の中では、個人に対する評価というような形のご発言であったかと思しますので、そういう観点から言いますと、現在のところは、人事評価というものを既にもう始めてから何年か、何年ぐらいかな、もう大分たっておると思うんですけれども、実施をしております。

ただし、これは業務におけるものしか評価をしてはいけないという形に、現在の人事評価というのとはなっています。

つまり、例えば、プライベートで参加した地域行事なり、それが、一般社団法人なり、NPO 法人なり、何でもいいんですけれども、そういったものは業務外のところの部分についての評価というのは、この人事評価には入れるべきではないという考え方の基になっておる人事評価に至っているというふうに、この現在は、そういうふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私の質問の中で、ちょっと、読み上げていきますと、中ほどにあるんですけど、参加ということが、人材育成の観点から、ハードではなくソフトに強いことを志向することを期待したいということも込められているのではないと思うが、いかがでしょうかということで、町長の答弁は、そのとおりですということで、おっしゃっていただいたんですけども、このソフトのソフト能力が最大の資源でもあるということで、このソフト重視というふうなところについて、結局、参加をして、ソフト重視という形で、職員にも、そういう形で、職員の皆さんにも、伴走というか、一緒に地域と進んでいってほしいということだというふうに思うんですけれども、やはり、その考え方と、それから、実際の現場のギャップというようなところで、そこで役場は変容していったらいいけれども、変容が必要なんだけれども、齟齬はないというふうに言われたんですけども、実際の職員の皆さんとは、やっぱり、もっともっと突き詰めて、話し合っ、考え方を一緒にしていくというところが重要だというふうに思うんですけども、再度ですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、よくお聞きする声として、例えば、地域づくり協議会なり、ある地域で、なかなか役場の職員が率先して出てきてくれないんだというようなお話を聞くことが間々あります。

これ、確かに、そういった職員がいるのも事実であろうというふうには思いますけれども、概して見ますと、役場の職員の皆さん、多くは、結構、地域の行事、地域づくり、あるいは、各種団体でも活躍をいただいているというふうに、私は、冷静に見て思っています。

例えば、地域づくり協議会の役員にも、数多く名前を連ねていますし、それから、特に多いのは、例えば、保育園の保護者会、小学校中学校の PTA、そして先般も、高校の、佐用高校の卒業式にも伺いましたけれども、その PTA 会長も役場の職員でした。やはり、そういうところにお声がかかるというのは事実であろうというふうに思います。

ですから、現状でも、かなり、そういうふうに活躍してくれている職員というのは、非常に多いというふうに思っていますが、これが、では全てであるかと言えば、そうではないということでもありますので、ここを、こういう輪といいますか、そういう考え方を広げていきたいというのが、私の思いであります。

地域の皆様から見れば、役場の職員が、ぜひ地域でも活躍してほしい、それは役場職員としてだけではなくて、地域の一人としても中心的な役割をしてほしいということは、最もな意見であると思いますし、私も、そうありたいというふうに思っておりますから、これは役場の職員の皆さんにも、これまで以上に、そういう思いを共有していきたいということは、今も、これまでも伝えておりますし、これからも伝えていきたいというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 若者の活動支援というところで、人材育成ということで、地域の自治会とか、それから協議会のリーダーという形で、若者がイベントに参加する形の中で、将来的に自治会のリーダー、協議会のリーダーとして、人材育成につながっていくという形は、これは必要であるわけですがけれども、その、実際には、なかなか、今の現在のリーダー方と世代間のギャップのようなものは否めないというふうに思いますので、そのあたりを、役場の若者活動支援というようなところは、何を持って、どんなふうに支援をしていくかというようなところについて、町長のお考えを、ちょっとお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、ちょっと、質問の趣旨が、ちょっと、分かりにくいので、的外れなことを言うてしまうかもしれませんが、やっぱり、おっしゃったとおり、世代間でギャップがあるというのは、これいつの時代もあることだろうというふうに思っています。

私たちが若い時も、大体 1 世代 30 年としますと、私から私が 20 歳の頃に 20 歳過ぎの頃に 50 代とか 60 代の方からすれば、今の若いもんはいう、こういう言い方というのは、よくされますし、逆に私がこの年になった時も、若い子を見ると、私は、なるべく言わないように気をつけているんですけど、気持ちとしては、今の若い者はと、あの時、こういうことを思われてたんだなという、そういうことというのは、分かる気はいたします。

なかなか、やはり、今の活躍されている、地域で特に活躍されている方っていうのは、

やはり定年を迎えられて、お仕事をリタイアされた後の方というのが、非常に多いというふうに思います。

中には、もちろん仕事しながら活躍いただいている方もいらっしゃいますけれども、そういう方々と、特に20代、30代の方々が、直接交わる機会というのは、やはり消防団とかも、やっぱりどうしても、世代も違ってきますから、なかなか少ないというふうには思います。

そういった中で、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、これからは若い方、これまで、特に地域づくりに参加をしてこられなかった若い方々、あるいは女性、そういう方々に、特に、やっぱり参加をしていただかないと、この地域が回っていかないだろうということで、先ほど申し上げました、若者のための、そういうチャレンジできる若者グループ活動応援事業というようなことも、1つのきっかけとしてさせていただいているわけです。

全ての地域づくり協議会が、そういう世代間ギャップを抱えているかといいますと、そういうこともなくて、中には、若い世代からご年配の方までと一緒に活動をされている地域づくり協議会もございますので、今回の若者グループ活動応援事業というのは、将来に向けた1つの景気づくり、そういう機運をつくるための事業でもあるというふうに、私は認識しております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 私が問いたかったのは、自治会なり協議会のリーダーとして育成をしていく、当然、それは、自治会、協議会の方たちがイベントに参加する中で、将来のリーダーと、どことも、そのことについては、お考えだというふうに思います。

そういう課題があるということ、役場で認識し、役場の、じゃあ伴走支援と、というところについては、具体的な何かプランがありますかということ、ちょっと、お聞きしたいなということ、ちょっと、質問したわけですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

役場の人材育成ということでございますが、実は2年に1回なんですけれども、入庁2、3年目の職員が、各地域づくり協議会に赴きまして、現在の取組や課題などを、お話を聞く機会を持つような研修を実施しております。そういう中で、センター長さんとか、会長さんのお話も聞き、若い職員も、そういう地域づくりを学ぶというような形での1つの人材育成といいますか、そういう形での研修も実施をしております。

それと、職員の地域づくりの担当の人材育成ということですけども、今までは、地域と関わる業務について、個人で対応しておったということですけども、人との関係性とか、どうしても人によって、そういう属人的な側面があるというようなことが、前から課題でありましたので、今は担当職員によつての支援スキルやノウハウの蓄積のほうに差が出るということで、チーム支援体制を設けております。ですので、担当者が1人担当するのではなくて、複数の担当職員で、常日頃から情報共有や相談できる体制で、伴走支援のほうを行っております。言うなれば、役場と社協とアドバイザーというようなメンバーで、

それぞれ支援チームというものをつくって、佐用と上月と南光、三日月ということで、3つのチームで、これ職員の若手、特に支所の担当者の職員は、入庁間もないような職員もいるわけですが、そういう中で、チーム体制を組むことによって、いろんなノウハウを学ぶというようなこともありまして、人材育成のほうにつながるのではないかなということで、実施をしております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 重ねてお聞きします。

今、ちょうど、年度末ということで、どの地域の自治会も役員の人選とかいうことで、どこも、私が主に、どこも悩まれてるのかなというふうに思うんですけども、これは、その自治会とか協議会だけではなくて、いろんなグループ団体が、この年度末で、役を変わる時に、やはり引き受け手がいないとかいうことが、大きな問題になって、結果、例えば、その団体とかグループが解散とか、活動ができないというような形になってしまっているところもあります。で、要するに、もう少し、ちょっと、私が聞きたいというのは、そういう中で、その人材育成を、もっとやっばり、役場が、当然、認識はしていただいていると思うんですけども、そこに特化したような取組、プランというのを、これから、また、考えていってほしい。それが、要するにその、伴走支援というような形につながるのではないか、地域と役場、自治会と役場、協議会と役場という関係で見た時に、そんなことが、ちょっと問われてるのではないかなというふうに思うんですけども、これは、今年の予算で組まれてないからどうかということじゃなくて、今後のことを考えた時に、このことは、ぜひ考えていってほしいというふうに思うんですけども、なかなか、これは難しい話でしょうか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、特に、今、廣利議員がおっしゃったように、役員のみならず手がないということで、会が解散してしまったりというようなことは、特に、一番よくお聞きするのは、高年クラブとかで、そういったこともお聞きをします。

そういう中で、高年クラブ、これ仮に高年クラブに限って言えばの話ですけども、活動の内容を、もっと魅力的なものに見直したり、あるいは、中には広域化というようなことも考えられたりすることもありますし、あとは役員負担軽減ですね、過度に負担になっているというようなことを解消をしたほうがいいんじゃないかというようなことで、例えば、町の高年クラブ会長、これは自治会でも、地域づくり協議会でも同じですけども。会長の方が、いろんな会議の充て職の代表になっているというようなこともあったりして、それを、別に会長さんじゃなくてもいいですよと、例えば、副会長さん、あるいは別の役員の方でも、会員の方でもいいので、そういう方にも出てきていただいたら、負担が分散されて、会も存続できませんとか、そういった仕組み上の工夫というものの、当然、役場のほうでは考えて、実践もして、そういうこともできますよということも、お知らせもさせていただいているわけです。

なかなか、自治会の役、これどこも、なかなか御苦労されていると、私らの自治会でも

そうですけれども、なり手不足というのは、どこもそうだと思います。

このへんは、負担軽減とあわせて、そういう廣利議員がおっしゃられるような人材の育成ということ、これも併せて、今後も、それは考えていかないといけないと思いますが、まずできることとしては、こういう取組で、いい取組をされていますよということ、例えば、自治会であれば、自治会の会長会で、そういう取組をご紹介したり、そういう形で情報共有を進めることが、まずは第1になってくるのかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） はい、町長言われたように、どの自治会も全ての自治会が、あるいは、全ての協議会が、地域づくり協議会が、要するに、私が言うように、人手不足というか、困っている、悩んでいるということではないというふうに思います。

だから今、町長言われるように、やっぱり成功事例っていうか、その情報の共有というのは、第一歩だというふうに思いますので、ぜひ何が役場として支援できるかというところを、今後、ぜひこの情報の共有から、次の段階、これを、ちょっと、ぜひ考えていかないと、なかなか、この人づくりって、リーダーづくりっていうのは、一朝一夕ではできないというふうに思いますので、誰かが考えて、やっぱり支援していくというところの仕組みっていうのは必要なというふうに思います。

この件は、もうこのまま、答弁求めませんので、ぜひよろしくお願いします。

ちょっと、文化財と伝統歴史の継承というところ、ちょっと、触れていきますけれども、町長が、先ほどの答弁の中で、文化財についての考え方っていうところについて、保存すると、保存を重視するという考え方から、地域で生かしていくという考え方、述べていただきましたけども、全くそのとおりでありまして、じゃあ、それを、今度、地域でという形になった時に、いろいろ、この自治会とか、協議会との関連も出てくるんですけども、その地域で生かしていくという形で、これも同じように、私は4町が合併しましたので、本当に放置されてしまってる文化財とか史跡が、あまりにも多いというふうに思いますので、逆に言ったら、先ほど、その人材育成のところでお話をいただきました、例えば、上月で、この伝統歴史あるいは文化財の保存じゃなくて活用と、生かしていくというところ、成功してるよという形の情報共有のようなものが必要かなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

そういう、まず一步は、そういうところから取組が必要かなというふうに思うんですけども。難しいでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） すみません。

ちゃんとしたお答えになるかどうか分からないんですけども、議員おっしゃるように、未指定だろうが、町指定だろうが、国指定だろうがというのは地域住民の誇りであって、それを愛着の源泉であるという点については、議員と全く同じ考えでございまして、9月の一般質問の中でもお答えしましたが、今現在、佐用町においての指定は約70、それから、まだ、指定はされてないが文化財的価値のあるものが150ございます。全体で360ぐらい

はございます。

今、ちょっとだけではありますが、国指定になってるようなものが一部展示して、公開できるような形になっていたり、お求めになられれば、学芸員が説明の機会を持ったり、そういった機会は持たせていただいて、同じように、現在、ご存じのように、指定されていないようなものにつきましても、まずは文化財の価値を正確に評価、記録して、それらを皆さんに公開していく、そういったことが非常に大切ですので、そういった場合は、できるだけフォーラムであったり、シンポジウムだったりという形では、お見せして、皆さんに、佐用町にある文化財的価値のあるものが、どういうものがあるかというようなことは、できるだけ機会あるごとに、公開させていただくようなことをお進めさせていただいてますのと、あと情報政策課のほうで、最近、そういったホームページに、若干、出させていただいたりしていますし、そういった取組は、これからも続けていきたいと考えておるところでございます。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 今、情報政策課からという話がありましたので、少し具体的にお話させていただきます。

私としては、そういった町の文化、それから、継承されて来たものというのは、後世に伝えていくべきもの、それから町の誇りになるもの、子供たちにとっては、これから佐用町で生まれたことを後世に伝えていただく大切なものだと思っていて、まとめたものは何かと言いますと、これまで佐用町が合併してから広報室でまとめてきた佐用の誇りという教育委員会がつくった文書、それから、その後に、私たち広報室でつくったわがまち自慢という記事がございまして、これ全部合わせると 100 ぐらい町の文化財を紹介しています。

これをホームページにまとめて紹介しました。

ゆくゆくは GIS から見れるようにして、例えば、小学校の授業で役立ててもらって、地域にどんな文化財があるのか。今までだったら、役場に来て、町史を調べて、難しい文章読まなくちゃいけなかったところが、そういったホームページで学習できる、そういったことで、広く町の人に文化財、こういったものがあるんだよと知ってほしいということで、公開したというものが、それに当たります。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 実にタイムリーな取組だというふうに、私は思います。

このまま、手をこまねいてしまっていたら、全く、その次代に残すなんていうようなことは、あんな貴重なものが朽ち果ててしまったねという話が、何年後か先、何十年後か先に、佐用町のいろんな地域で聞かされるっていうことが辛いなというような感じがするわけですけども、象徴的に、私、三日月ですから、廣業館というのを、これは、予算の委員会の中でも、ちょっと、お話ししたんです。大事な建物だと、私は思っているんですけども、いろんなところで言っていて、これは残さないといけないというようなことを話してるんですけども、結局、今のままですと、全く、これが中に入って使えないということ

で、三日月藩の藩校であった建物を、貴重なものが、結局、今のままをすれば、外から見ただけですので、やはり、これ朽ち果ててしまう。

で、耐震補強とか、例えば、建て直すという話になってくると、多分、何千万でも効かないかもわかりません。

だから、それを、どんなふうに、住民の皆さんが知らない方が多いものですから、やっぱり、今の情報政策課でやっていただいているっていうのが、すごいタイムリーだなという感じがするわけですけども、今後、この今取り上げてもらっていることと、これ人材育成とも、ちょっと、将来のことを見据えていかないといけないということなんで、住民の中から、これを生かすと、活用していくという形で、お考えがそういう方たちが出てくるのが、町長の答弁の中にもありましたように、単なる大事に保存していくという形よりも、そのことが大事だということですよ。

何回か聞いてるんで、改めてなりますけども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、まず、先ほど、情報政策課長も申し上げましたけれども、そういう GIS を使って、今ある文化財等の資源を広く周知して、知っていただく、それも便利に見れるという取組があります。

もう1つは、記録に残しておくということも重要であろうというふうに思います。

と言いますのも、先ほど、三浦課長のほうから、町内の文化財の指定の件を申し上げたと思うんですけども、私も実は、先般、初めて知ったんですけども、平福の素蓋鳴（すきのお）神社に大アベマキという町指定の、これは天然記念物になるんですかね、ございしますが、やはり木ですから、老朽化といいますか、古木になってしまっていて、非常に危険だということで、まだ、完全に死んでしまっていないようですけども、大きな伐採をしないと、もうこれ樹木医を診てもらって、大きな伐採をして、新芽が出るのを様子を見ようという、今、状況になっているということだそうであります。

ですので、もし、これが、また再び再生してくれればいいんですけども、再生しなかった場合には、先ほど、情報政策課長が申し上げたとおり、こういう指定文化財、天然記念物があったということ、やっぱり記録に残しておくことは、非常に重要になってくるかなというふうに思います。

それと、先ほど廣業館のお話もございました。現状では、確かに、特に、何かに利用しているということではございませんが、これは、やはり県の景観形成重要建造物にもなっているわけでありまして。確かに、耐震性能と言いますか、それは今現在ではありませんが、だからといって、今、じゃあ、何かすぐに倒れてしまう危険があるかという、そういう状況ではございません。ただ、耐震性能がないので、利用は控えていただいているという状況であります。

ですので、これは、やはり、今、耐震の工事だけやっても、何に使うのか。どういう利用をされるのかということが決まっていないう中で、そういう工事をしてしまうというのは、やはり非効率でもありますので、ここは、やっぱり地域の皆さんのお声も聞きながら、どういうふうな活用がいいのか、さらに町としては、やはりもう、これだけ公の施設がたくさんある中で、これ以上、いわゆる貸館のような施設、こういうことには、なかなか、もうこれ以上、人口減少の中でもあります。財政状況も厳しくなっていますので、そういう公の施設をつくっていくということは、現実的ではないという中、どういう利用方法

があるのかということも含めて、これは地域の皆さんも含めて、今後、考えていくべき課題であろうというふうに考えています。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 公的施設の利用料の問題、免除の問題ですけれども、私は、この縮充のまちづくりという考え方が、浸透というかしていく中で考えるべきだというふうに思っているのは、この全額免除をするということで、その必要な光熱水費、その負担増を、コストという形で捉えるのではなく、町民が活発に交流し、地域コミュニティが強靱化すると、強靱化するための最も安上がりな効果的なソフトへの投資だというふうに、その発想を転換すべきかなと、いわゆる、この縮充的な視点というかが、必要なのではないかなということで、最後、町長にお尋ねしますけれども、再考するお考えは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 生涯学習課長が答えるべきところかもしれませんが、町長ということで、ご指名ですので、私からお答えさせていただきます。

先般、予算委員会でも答弁をさせていただきました、廣利議員がおっしゃっている、そういう、みんなが集まることによって生まれるメリットというものを生み出すために、これは必要なコストとして無償化するのがいいんじゃないかと、こういう考え方については、私も一定理解はできます。

ただし、先ほどおっしゃったように、光熱水費の、どう言うんでしょう、その利用料を光熱水費を充てにして、それを財源にして、充てにして取っているわけではございません。当然、光熱水費にも足りてないわけです。この利用料というのは、ですので、ここはやはり、利用される方と利用されない方との公平性ということが、私は一番大きい理由ではないかなというふうに思っております。

加えて、廣利議員には、この間、この前、委員会でお答えをさせていただきましたが、佐用チャンネルをご覧いただいている方もいらっしゃいますので、再度お答えをさせていただきますけれども、現在の利用料が、特に半額減免を受けておられる方という方にとっては、受け取り方は様々かもしれませんが、世間一般で考えれば、決して、高額ではないということで、公平性の観点からも、現状では、これは、やはりご理解をいただきたいというのが、現時点での私の考えでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 以上で、私の質問を終わります。

引き続き、この縮充のまちづくり、それから、文化財の問題については、また、取り上げていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、3月13日から17日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、3月18日、水曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これで散会といたします。御苦労さまでございました。

午後03時02分 散会
